

中山間地域のための逆引き集

2026



令和8年8月
北陸農政局

➤ 本逆引き集では、中山間地域での課題や悩み等への対応策と活用可能な支援策を紹介します（インデックス編）。インデックス編に記載されている支援策の詳細は、施策編に記載しています。

中山間地域のための逆引き集 インデックス編

農地

ほ場条件が悪い

大項目名：
課題分類ごとに分けています。

中項目名：
具体的な課題を記載しています。

小項目：
課題に対する悩みを記載しています。

対応策：
「課題解決に向けた対応策」の番号
を記載しています。

支援策：
右頁の活用可能な支援策の番号を
記載しています。

トピック：
用語や事例等を記載しています。

このような悩みはございませんか

対応策

- 1 ほ場の条件が悪く、作業効率が悪い。
 - ・ほ場の区画が狭いので、農業機械の移動に時間がかかる。
 - ・農道が狭く、機械が入りにくい。
 - ・ほ場の形が悪く、機械を使用できない。
 - ・畦畔が多すぎ、草刈りに時間がかかる。
- 2 安定した用水の確保が難しい。
 - ・安定した水利用ができないため、作物を作りにくい。
- 3 ほ場の水はけが悪く、水稻以外の作物の栽培は難しい。
 - ・湧き水が出てきて困っている。
 - ・粘土質で、水はけが悪い。
 - ・十分な収入が得られない作物を作りたい。

課題解決に向けた対応策

支援策

- 1 基盤整備を実施**
 - ・中山間地域でもできるほ場整備があります。
 - ・農家負担が少ない支援策もあります。
 - ・農業用水の安定確保のための基盤整備もあります。
- 2 土壌改良を実施**
 - ・暗渠など排水対策の支援もあります。
 - ・軽い負担で畑地化できる支援もあります。
- 3 園芸への転換を実施**
 - ・関係者で品種選定や栽培技術確立など話し合いをするための支援があります。
 - ・初期投資の金額が大きいので、負担が減る機械リース措置もあります。

【中山間地域とは】

中山間地域とは、山間地及びその周辺の地域、その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域をいい、農林統計上用いられている地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しています。

事業実施にあたっては、地域振興立法(離島振興法、山村振興法、半島振興法、過疎法、特定島山村法、棚田地域振興法等)で指定された地域等を対象としています。

備考：
中山間地域に対する優遇措置の内容
を分類してます。

支援策：
支援内容の概要を記載しています。

詳細：
支援策の内容を施策編に詳しく記載
しています。

支援策

- ① 農地耕作条件改善事業
農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたさまざまな細かな耕作条件の改善、高収作物への転換や農業生産、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。
- ② 農山漁村地域整備交付金のうち集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型）
農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施します。
- ③ 農業競争力強化農地整備事業のうち農地整備事業（中山間地域型）
農地の大区画化や排水対策等を行うとともに、担い手への農地集積の加算や農業の付加価値化等を推進します。本事業のうち中山間地域型は、受益面積の要件を20ha以上かつ10ha以上に緩和。
- ④ 農地中間管理機構間連農地整備事業
担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が取り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。
- ⑤ 中山間地域等直接支払交付金
中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※使途は、予め協定に定めておくことが必要です。
- ⑥ 中山間地域農業農村総合整備事業
地域収益方向向上等により、中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路や市場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施します。

【右頁】

備考

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択
詳細はP31

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

詳細はP32

中山間限定
要件緩和
補助率UP
優先採択
 詳細はP33

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択
詳細はP.34

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択
詳細はP35

中山間限定
要件緩和
補助率UP
優先採択
 詳細はP.36

目次

インデックス編 (P.1～P.28)

中山間地域での課題や悩み等から、その対応策と活用可能な支援事業を調べることができます。

農地	○ ほ場条件が悪い ○ 担い手への農地集積が進まない ○ 耕作放棄地、荒廃農地が増えている	➡ P.1,2 ➡ P.3,4 ➡ P.5,6
人・組織	○ 地域に担い手がない、人手が足りない①② ○ 組織設立や運営で苦勞している	➡ P.7-10 ➡ P.11,12
生産	○ 特徴的な農作物がない ○ 生産効率が悪い ○ 畦畔や用排水路の管理の負担が大きい	➡ P.13,14 ➡ P.15,16 ➡ P.17,18
加工・販売	○ 農産物加工に取り組んでみたい ○ せっかく作っても販売する場所がない	➡ P.19,20 ➡ P.21,22
地域振興	○ 地域の観光資源を活用したい、地域に活力がない ○ 農作物への鳥獣被害が大きい	➡ P.23,24 ➡ P.25,26
災害復旧	○ 災害による被害の復旧をしたい	➡ P.27,28

施策編 (P.29～P.79)

インデックス編に記載されている支援事業について、ポイントや採択要件などの概要を事業ごとに紹介しています。

ご利用に当たっての留意事項

- ・ 本逆引き集では、令和7年度予算を中心として、令和8年3月時点の内容を紹介しています。
- ・ 今後、内容に変更があることや事業によっては募集を終了しているものがあることをあらかじめご了承ください。
- ・ 事業の内容や利用方法の詳細については、各施策ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認をお願いします。
- ・ 本逆引き集の中に記載のある以下のマークの意味は次のとおりです。

共通

採択要件等が平場と共通です。

要件緩和

中山間地域では要件緩和の措置があります。

中山間限定

中山間地域限定の事業です。

補助率UP

中山間地域では補助率が上がります。

優先採択

中山間地域の優先採択の規程があります。

農地

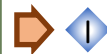
ほ場条件が悪い

①

このような悩みはございませんか

- ① ほ場の条件が悪く、作業効率が悪い。
 - ・ほ場の区画が狭いので、農業機械の移動に時間がかかる。
 - ・農道が狭く、機械が入りにくい。
 - ・ほ場の形が悪く、機械を使用できない。
 - ・畦畔が多すぎ、草刈りに時間がかかる。
 - ・通信環境（電波）や、スマート農業に必要な環境が整っていない。
- ② 安定した用水の確保が難しい。
 - ・安定した水利用ができないため、作物を作りにくい。
- ③ ほ場の水はけが悪く、水稻以外の作物の栽培は難しい。
 - ・湧き水が出てきて困っている。
 - ・粘土質で、水はけが悪い。
 - ・十分な収入が得られる作物を作りたい。

対応策



課題解決に向けた対応策

- ① 基盤整備を実施
 - ・中山間地域でもできるほ場整備があります。
 - ・農家負担が少ない支援策もあります。
 - ・農業用水の安定確保のための基盤整備もできます。
 - ・通信環境（無線基地局・光ファイバ）やRTK-GNSS基準局等の整備もできます。
- ② 土壌改良を実施
 - ・暗渠など排水対策の支援もあります。
 - ・軽い負担で畑地化できる支援もあります。
- ③ 園芸への転換を実施
 - ・関係者で品種選定や栽培技術確立など話し合いをするための支援があります。
 - ・初期投資の金額が大きいので、負担が減る機械リース措置もあります。

支援策



【中山間地域とは】

中山間地域とは、山間地及びその周辺の地域、その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域をいい、農林統計上用いられている地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しています。

事業実施にあたっては、地域振興立法（離島振興法、山村振興法、半島振興法、過疎法、特定農山村法、棚田地域振興法等）で指定された地域等を対象としています。

支援策

備考

1 農地耕作条件改善事業

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ、て支援します。

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.31

2 農山漁村地域整備交付金のうち集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型)

農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施します。

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.33

3 農業競争力強化農地整備事業のうち農地整備事業 (中山間地域型)

農地の大区画化や排水対策等を行うとともに、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進します。本事業のうち中山間地域型は、受益面積の要件を20ha以上から10ha以上に緩和。

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.34

4 農地中間管理機構関連農地整備事業

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.35

5 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※用途は、予め協定に定めておくことが必要です。

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.36

6 中山間地域農業農村総合整備事業

地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施します。

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.37

7 農業生産基盤情報通信環境整備事業

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.38

8 大区画化等加速化支援事業

生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.32

農地

②

担い手への農地集積が進まない

このような悩みはございませんか

- ① 規模を拡大したいが、条件の合う農地が見つからない。
 - ・区画整理されていないため、借りても採算が合わない。
 - ・出し手が長期の賃貸に不安を感じて、同意を得られない。
- ② 後継者がいないため、農業をいつまで続けられるか不安がある。
 - ・息子も都会から帰ってこない。誰か借りてくれるとありがたい。
 - ・身体がいつまで動くか分からないので、全作業を委託したい。
- ③ 担い手に耕作をお願いしたいが、どうしたらよいか分からない。
 - ・そもそも誰に相談すれば良いのか分からない。
 - ・信頼できる人に預けたいが、自分には誰が信頼できるか分からない。
- ④ 担い手が農地を借りてくれない。
 - ・ほ場条件が悪いため、借り手が同意してくれない。
 - ・農地が集積されていないので、借り手が難色を示している。

対応策

- ➡ ① ② ④
- ➡ ① ② ④
- ➡ ① ② ④
- ➡ ① ② ③ ④

課題解決に向けた対応策

- ① 集落での話し合いを実施
 - ・みんな困っているはずなので、一度、話し合う場をつくりましょう。
 - ・集落での話し合いを進める支援があります。
- ② 農地中間管理機構を活用
 - ・農地中間管理機構は農地の中間的受け皿です。
 - ・貸したい方、借りたい方は一度、市町村に相談してみてください。
- ③ ほ場整備を実施
 - ・負担軽減、又は負担ゼロのほ場整備の支援もあります。
- ④ 市町村・農業委員会に相談
 - ・農地や担い手に関する疑問は、まず、お近くの市町村・農業委員会に相談してみてください。
 - ・農地の売買や利用権の設定について、丁寧に教えてくれます。

支援策

- ➡ ① ② ④ ⑤
- ➡ ② ③
- ➡ ② ③
- ➡ ④ ⑤
- 市町村・農業委員会
へ直接相談

支援策

備考

- 1 中山間地域等直接支払交付金
中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※使途は、予め協定に定めておく必要があります。
- 2 農地集約化促進事業のうち集約化加速タイプ・地域集約化実現タイプ
まとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手等への農地の集約化等を図る地域を支援します。
- 3 農地中間管理機構関連農地整備事業
担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。
- 4 農地利用最適化推進事業のうち農業委員会による農地利用最適化推進事業
農業委員及び農地利用最適化推進委員が行う農地等のあっせん・利用調整、遊休農地の解消、新規参入の促進等の農地利用の最適化活動に要する経費を交付します。
- 5 農地利用最適化事業のうち農地集約化促進モデル事業
地域計画の実現のための農地利用の最適化に主体的に取り組む団体の活動を推進するため、県及び選定団体が行う農地利用の最適化の活動等に要する経費を交付します。

中山間限定 要件緩和

補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.36

共通 要件緩和

補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.39

共通 要件緩和

補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.35

共通 要件緩和

補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.41

共通 要件緩和

補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.42

【地域計画とは】

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行していただきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。

このため、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画(目標地図)を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めることとしています。

農地

耕作放棄地、荒廃農地が増えている

③

このような悩みはございませんか

対応策

- ① 草刈りだけでもして欲しいが、対価を支払う余裕がない。
 - ・歳とともに、身体が動かなくなってきて、草刈りが難しくなった。
 - ・法面が急傾斜で、安全に作業をするのが難しくなってきた。
- ② 耕作されずに、雑草が繁茂している農地が増加している。
 - ・誰の土地かは分かっているが、他人の土地なのでどうしようもない。
 - ・儲からないし、あきらめの雰囲気蔓延している。
- ③ 隣接している耕作放棄地が、病虫害の発生源になっている。
 - ・周辺に迷惑を掛けるので、草刈りくらいはしてもらいたい。
 - ・野生鳥獣の被害が拡大する前に、手を打ってもらいたい。
- ④ せっかくなら、耕作放棄地を有効に活用したい。
 - ・有効に活用すれば良いのと思っているが、自分にはできない。
 - ・耕作可能なら活用したいが、復旧作業は手伝ってもらわないと難しい。

➡ ① ②

➡ ① ②

➡ ① ② ③

➡ ② ④

課題解決に向けた対応策

支援策

- ① 地域住民で草刈りを実施
 - ・地域住民の協力が得られるよう、話し合いをしてみませんか。
 - ・集落の合意ができれば、取組への支援があります。
- ② 家畜の放牧地として活用
 - ・雑草を資源として活用する方法もあります。
 - ・草を刈るのが面倒でしたら、家畜の放牧をしてみませんか。
- ③ 重機を使って、樹木の抜根や整地を実施
 - ・耕作可能な農地に戻すための支援もあります。
 - ・建築業者の協力を得て行う重機を使った復旧作業の支援があります。
- ④ 粗放的利用の実施
 - ・放牧のほか、蜜源・緑肥・景観作物など、低コストで省力的な粗放的な農地利用の取組への支援もあります。

➡ ①

➡ ① ② ④

➡ ③ ④ ⑤

➡ ④

支援策

備考

- 1 中山間地域等直接支払交付金
中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※用途は、予め協定に定めておくことが必要です。
- 2 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち
飼料作物の生産性向上対策（中山間地域飼料増産活性化対策）
飼料作物の生産と採草の拡大並びに家畜の放牧の増進を図る取組を支援します。
- 3 農山漁村地域整備交付金のうち集落基盤再編・整備事業
（農地環境整備型）
農村環境整備計画に即して作成される事業計画に基づき、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土、環境の保全及び優良農地の保全を図ります。
- 4 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）
中山間地域等において、農用地保全のための基盤整備や粗放的な土地利用等の総合的な取組を支援します。また、荒廃農地の再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援します。
- 5 中山間地域農業農村総合整備事業
地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施します。

中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
➡ 詳細はP.36	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
➡ 詳細はP.43	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
➡ 詳細はP.44	
中山間限定	共通
補助率UP	優先採択
➡ 詳細はP.45	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
➡ 詳細はP.37	

【優良事例の紹介 <新規就農者（現在はNOTO高農園）（石川県七尾市）>】

【取組の概要】

当地域は、葉たばこ栽培が盛んな地域でしたが、喫煙人口の減少等による需要の減少により廃作と離農が増加し、これに代わる新たな作物が見いだせない中で荒廃農地が増加していました。

能登島で有機野菜を生産するNOTO高農園は、平成12年に設立し、安全性と味にこだわった有機栽培を実践しています。

約2haの荒廃農地を借り受けて経営をスタートした当初から、国の交付金を始め、「いしかわ産業化資源活用推進ファンド（県単独事業）」や「いしかわ農林漁業人材雇用創出事業（同）」の支援を受け、着実に規模を拡大し、現在の経営面積は約22haとなっています。



再生されたミネラル豊富な農地



収穫された野菜

参照元：http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/attach/pdf/h2803_jirei-17.pdf

2

人・組織

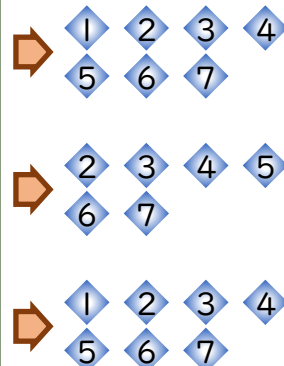
①

地域に担い手がいない、 人手が足りない①

このような悩みはございませんか

対応策

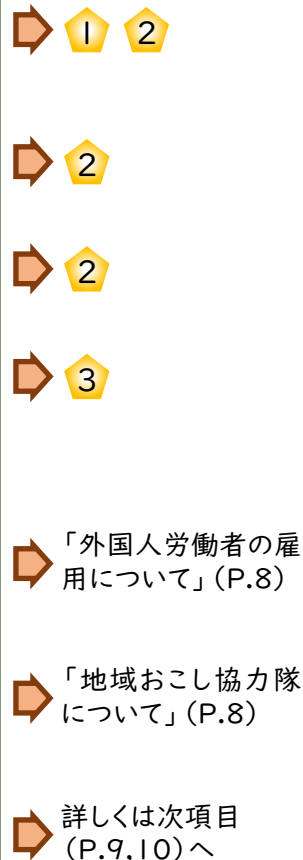
- ① 高齢化により、農作業の負担が重くなった。
 - ・歳をとって、昔は平気だった作業が徐々にきつくなってきた。
 - ・法面が急斜面で高低差もずいぶんあるため、草刈りするのが怖い。
- ② 離農農家の農作業を請け負ったので、人手を確保したい。
 - ・自分も若くないが、周りは更に高齢なので、作業を受けざるを得ない。
 - ・誰かにお願いしようにも、そもそも近くに住んでいる人がいない。
- ③ 条件の悪い中山間地に働きに来てくれる人がいない。
 - ・アクセスが悪く、農地が集積していないため、興味を持ってくれない。
 - ・一部の作業だけでも手伝って欲しいが、十分な報酬を支払えない。



課題解決に向けた対応策

支援策

- ① 集落営農の推進を実施
 - ・まずは、地域の農家がお互いに協力して営農できるよう話し合いをしてみませんか。
- ② 援農隊の派遣サポートを実施
 - ・農繁期に労働力を融通する援農隊の支援があります。
- ③ 集落連携の推進
 - ・複数の集落で連携して農地を維持しませんか。
- ④ 福祉施設と連携した取組への支援を実施
 - ・障害者の方と一緒に生産に取り組んで成果を上げている例が増えています。
 - ・障害者や高齢者等を派遣してくれる支援があります。
- ⑤ 外国人材等の受入
 - ・外国人材を受け入れる方法もあります。
 - ・外国人材等の受入を考えてみませんか。
- ⑥ 地域おこし協力隊を募集
 - ・都会の新しい発想で、農業（地域）を活性化できるかもしれません。
 - ・地域おこし協力隊の派遣をお願いすることも手です。
- ⑦ 新規就農者等の確保
 - ・新規就農者の確保、育成のための支援があります。



支援策

備考

1 集落営農連携促進等事業

集落営農の連携、合併への取組を促進し、地域計画の実現に向けた取組を支援します。

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.47

2 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※使途は、予め協定に定めておく必要があります。

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.36

3 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

農福連携等の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、農福連携等を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援します。

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.48

【優良事例の紹介 《社会福祉法人フォーレストハ尾会（富山県富山市）》】

～地域と協働し地域を創造する～

【取組の概要】

当法人が運営する就労継続支援B型事業所「おわらの里」は、知的・身体・精神障害等の障害を持つ約27名の利用者が、農作物の栽培から加工まで携わり、6次化を行っています。

農山漁村振興交付金を活用して、ビニールハウスを設置し、エディブルフラワー、マイクロリーフなどを栽培、障害の種別を問わず、それぞれができることを行い、多種多様な形で障害者が農業に関わっています。また、中山間地域の荒廃農地で桑の栽培・管理をすることで、景観の維持、鳥獣被害対策を担っています。また、高齢化で担い手のいない農地を借受け、希少品種の水稻（シシクワズ・神丹穂）を栽培して、しめ飾りの製造・販売を行い、日本の伝統文化の継承に貢献しています。



稲を収穫する障がい者



農産物の加工作業



お弁当とソフトクリーム



【外国人労働者の雇用について】

現在、農業分野において外国人材を受け入れるには、①外国人技能実習制度、②H30.12改正（H31.4施行）の出入国管理法で新たに創設された外国人の在留資格「特定技能」による受入の2つの方法があります。

【地域おこし協力隊について】

地方公共団体が、都市部の人材を「地域おこし協力隊員」として委嘱し、隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドの開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、地域力の充実・強化及び都市部人材の地域への定住を図る取り組みです。

資料：総務省HP掲載資料より

2

人・組織

②

地域に担い手がいない、 人手が足りない②

このような悩みはございませんか

対応策

- 1 地域に担い手がいない。
 - ・ 交流している学生が、農業に興味を持っているので後押ししたい。
 - ・ 息子が後を継ぎたいと言っているが、軌道に乗るまで不安がある。
- 2 就農前にある程度の知識や技術を身につけたい。
 - ・ 中山間はしっかりした技術がないと、やっていけない。
 - ・ 最先端の技術を身につけて、中山間でも頑張ってやっていきたい。
- 3 就農後の収入が見込めないため、二の足を踏んでいる。
 - ・ ある程度の貯蓄はあるが、初期投資も必要なので不安感がある。
 - ・ 生産技術も販路もないため、周囲から無謀だと反対されている。
- 4 若い人を雇って育成したいが、賃金を支払う余裕がない。
 - ・ 早く一人前の農業者となれば良いが、戦力になるには時間が掛かる。
 - ・ 自分が生活していくのも苦しいので、若い人を雇うのは想像できない。
- 5 生活に必要な集落機能も維持していかななくてはならない。
 - ・ 病院、学校、商店も遠くなって、生活が不便。
 - ・ 隣の集落と一緒に買い物支援などに取り組めば、集落が維持できる。

➡ 1 2 3

➡ 1

➡ 2 4

➡ 3

➡ 5

課題解決に向けた対応策

支援策

- 1 就農前の研修を実施
 - ・ 就農予定者を研修生で受け入れてみませんか。
 - ・ 就農前の研修でしっかりと技術を身につけられます。
- 2 就農後の経営確立を支援
 - ・ 就農してから営農指導などの支援があります。
 - ・ 就農後の収入が安定するまでのサポートもあります。
 - ・ 経営継承後の経営発展に関する計画への支援もあります。
- 3 農業法人等が就農希望者を新たに雇用する場合に支援を実施
 - ・ 法人で雇用した者の研修に対して支援があります。
- 4 農業機械等の導入の負担を減らすための支援
 - ・ 農業機械等を導入する際の資金の借入をサポートします。
- 5 複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの形成を支援
 - ・ 将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組を支援します。

➡ 2

➡ 1 3 4

➡ 5

➡ 3

➡ 4

支援策

備考

- 1 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業
次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。
- 2 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金
＜就農準備資金＞
次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して、資金（2年以内）を交付します。
＜経営開始資金＞
次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、資金（3年以内）を交付します。
- 3 青年等就農資金
新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。
- 4 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、また、むらづくり協議会が行う調査、計画作成、実証事業等を支援するとともに、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等を支援します。
- 5 雇用就農の総合的な推進のうち雇用就農資金
 - ①雇用就農促進支援：農業法人等が新規就農者を雇用し、農業就業又は新たな農業法人設立等による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修に対して支援します。
 - ②派遣研修支援：農業法人等がその職員等を国内外の先進的な農業法人又は異業種の法人へ派遣し、次世代経営者として育成していくための実践的な研修に対して支援します。

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.49

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.50,51

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.52

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.46

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.53

【就農に向けて必要な技術等を習得できる公的な研修機関】

新潟県：新潟県農業大学校

富山県：とやま農業未来カレッジ（公益社団法人富山県農林水産公社）

石川県：いしかわ耕稼塾（公益財団法人いしかわ農業総合支援機構）

福井県：ふくい園芸カレッジ（福井県）

2

人・組織

③

組織設立や運営で苦勞している

このような悩みはございませんか

対応策

- ① 組織の立ち上げや活動に使える資金の工面が難しい。
 - ・ 会合を開くにも資料印刷など経費が掛かり、負担が大きい。
 - ・ 登記の方法がわからない。行政書士に頼みたいが費用がない。
- ② 組織の活動への地域住民の理解が進まず、協力が得られない。
 - ・ 問題意識は共通しているのに、協力を仰いでも腰が重い。
 - ・ このままだとじり貧だと分かっているのに、誰も動かない。
- ③ 組織のリーダーになる人材がいない。
 - ・ 組織をまとめるには、そういう経験を積んだ人でないと難しい。
 - ・ 外部から来た人では務まらないと思うが、地元にも適任者がいない。
- ④ 集落内に人間関係の問題がある。
 - ・ 過去の経緯や利害の対立により、集落営農がまとまらない。
 - ・ 自分たちだけでは解決が難しいので、行政に仲介してもらいたい。

➡ ① ② ③

➡ ③

➡ ③ ④

➡ ③ ⑤

課題解決に向けた対応策

支援策

- ① 組織設立のための支援
 - ・ 組織設立に必要なアドバイスや手続きの支援を受けることができます。
- ② 組織運営のための支援
 - ・ 経営課題に対して専門家の派遣を受ける支援があります。
 - ・ 組織の話し合いの活動に対する支援もあります。
- ③ 専門家に相談
 - ・ 組織運営等に専門家の相談を受けることができます。
- ④ 組織経営発展に向けた支援
 - ・ 農業経営相談のサポートが受けられます。
 - ・ 職員を経営者（リーダー）として育成する研修への支援があります。
- ⑤ 市町村へ相談
 - ・ 最寄りの行政機関へ相談してみませんか。

➡ ① ③

➡ ① ③

➡ ①

➡ ① ②

➡ 市町村へ直接相談

支援策

備考

1 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業経営・就農サポート推進事業

県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農等の相談対応、就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

詳細はP.40

2 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

むらづくり協議会が行う調査、計画作成、実証事業等を支援するとともに、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等を支援します。

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

詳細はP.46

3 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※用途は、予め協定に定めておく必要があります。

中山間限定

要件緩和

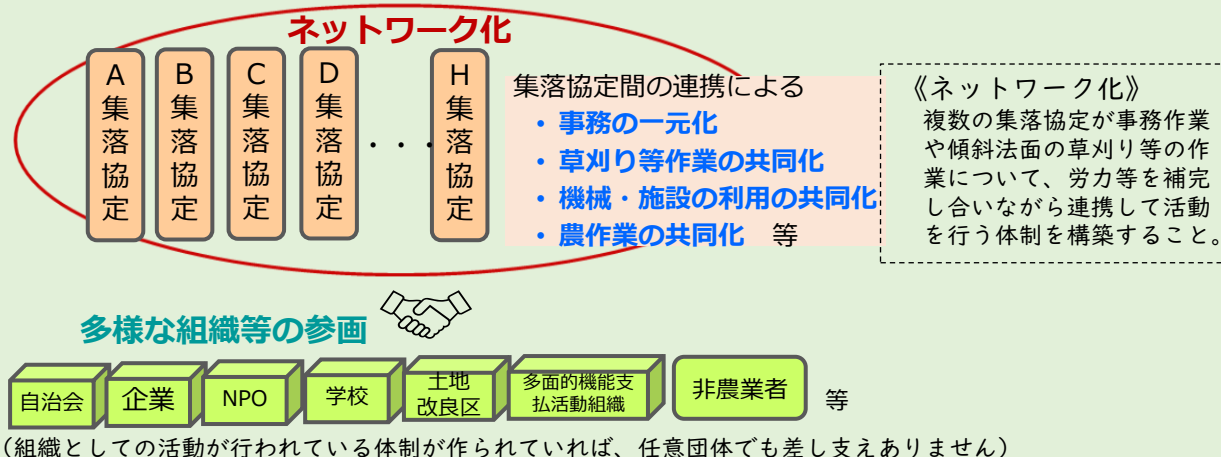
補助率UP

優先採択

詳細はP.36

【中山間地域等直接支払交付金を活用した体制づくり】

～将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりのイメージ～

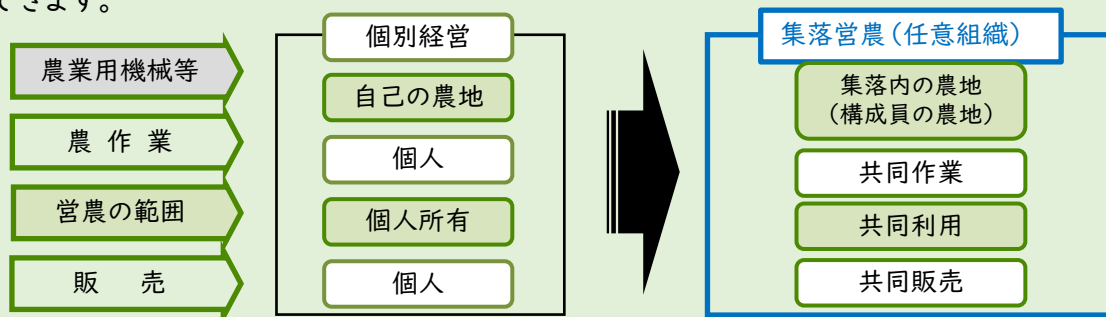


【集落営農の組織化について】

集落営農とは、集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が共同で行う営農活動です。

集落を単位とした取組のため、農地の面的な利用が可能となり、作業が効率化できます。また、機械等の共同利用により、個別経営で生じがちな過剰投資を回避することができるなど生産・経営面で大きなメリットがあります。

さらに、農家同士の結びつきの強まり、集落活動の継承・活性化、耕作放棄地の減少も期待できます。



3

生産

①

特徴的な農作物がない

このような悩みはございませんか

対応策

- ① 地域に水稻に代わる収益性の高い作物がない（わからない）。
 - ・家庭用の主食用米以外の米を作れと言われても、なかなか難しい。
 - ・水稻に代わる作物と言っても、何を作れば良いのかわからない。
- ② 産地としてブランドを確立できている農作物がない。
 - ・他産地と比べて有利な価格で販売できるようなブランド農産物がない。
 - ・新たな作物に取り組んでも、ロットが小さいと相手にしてもらえない。
- ③ 伝統作物が継承されない。
 - ・後継者がいないため、地域の伝統作物が失われつつある。



課題解決に向けた対応策

支援策

- ① 専門家に相談
 - ・地域の営農技術や営農戦略について、各分野の専門家に相談してみませんか。
- ② 新規作物の生産技術の修得
 - ・地域の営農技術について、地域の事情に詳しい県普及指導員や営農指導員等に相談の上、修得してみませんか。
- ③ 山菜を生産
 - ・地域資源を活かした山菜の生産のための支援があります。
- ④ 薬用作物の栽培
 - ・薬用作物など地域特産物の産地化を図ってみませんか。
 - ・地域で産地化を図るための実証ほの設置や農業機械の改良等の支援があります。
- ⑤ 環境に優しい農法で付加価値をつける
 - ・環境に配慮した農法に取り組む方への支援があります。



支援策

備考

1 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着等を支援します。

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.46

2 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.54

3 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶や薬用作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.55

4 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.56

5 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※用途は、予め協定に定めておくことが必要です。

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.36

6 中山間地域所得確保対策のうち中山間地域所得確保推進事業

中山間地域等において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.57

3

生産

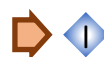
②

生産効率が悪い

このような悩みはございませんか

- ① 効率的な生産のためにほ場条件に合った機械がほしい。
 - ・平場と同じ機械で作業しようと思っても、ほ場が狭く作業が難しい。
 - ・機械の更新をしようと思っても、手持ち資金がなく難しい。
- ② 生産条件の悪さを補う手段がなく、八方ふさがりになっている。
 - ・ほ場が狭く、日照時間が短く、市場からも遠いなど、苦勞が多い。
 - ・斜面の向きなどほ場毎の条件が大きく異なり、熟練の技が必要である。
- ③ 収量が劣り、収益性が低い。
 - ・苦勞して生産しても、どうしても平場よりも収量が低くなってしまう。
 - ・販売するときに平場よりも高く売れるわけではなく、収益性が低い。

対応策



課題解決に向けた対応策

支援策

- ① 地域にあった機械・設備を整備
 - ・必要な機械・設備の融資・補助もあります。
 - ・中山間用の農業機械も開発されています。
- ② 施設園芸（植物工場）を導入
 - ・不利な条件を克服する施設園芸に取り組みませんか。
 - ・施設園芸（植物工場）を導入するための支援もあります。



【優良事例の紹介 << (株) 若狭の恵 (福井県小浜市) >>】

【取組の概要】

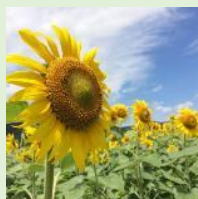
(株) 若狭の恵では、収益性を向上するため、産地パワーアップ事業を活用して、「農産物処理加工施設（精米施設）」を整備し特別栽培米「ひまわり米」をはじめとした、地域の米の直接販売により、販売額が向上しました。

【対象品目】

水稻（作付面積90ha）

【事業効果】

10aあたり販売額 84,350円/10a（平成27年）
113,652円/10a（平成29年）



支援策

備考

1 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組、みどりの食料システム戦略、スマート農業の推進、産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組の推進に必要な施設の整備・再編を支援します。

2 担い手への農業用機械・施設の導入支援

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要の農業用機械・施設の導入及び農業用機械をリース導入し農地引受力の向上等に取り組む場合に支援します。

3 産地生産基盤パワーアップ事業 （収益性向上対策・生産基盤強化対策）

生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組と、新規就農者等への継承のためのハウス・園地等の再整備・改修や家畜排せつ物由来堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組を支援します。

4 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶や薬用作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 （畜産クラスター事業）

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を支援します。

6 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※用途は、予め協定に定めておく必要があります。

7 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.58

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.59

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.60

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.55

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.62

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.36

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.61

3

生産

③

畦畔や用排水路の管理の負担が大きい

このような悩みはございませんか

- ① 畦畔の草刈りの負担が大きい。
 - ・耕作面積に占める畦畔の割合が高く草刈りの負担が大きい。
 - ・法面の角度がきつく、高低差もあるため、草刈り作業が危険である。
- ② 用排水路を管理することが困難。
 - ・歳をとり、用排水路の見回りや水管理が大変になってきた。
 - ・担い手から日常の管理作業を求められており、負担になっている。
- ③ 用排水路の機能が低下しており、支障が出ている。
 - ・泥上げや草刈りが行き届かず、用排水路の機能が低下している。
 - ・用排水路の老朽化が進んでいるが、修繕の目処が立っていない。

対応策

- ➡ ① ② ④
- ➡ ① ②
- ➡ ② ③

課題解決に向けた対応策

支援策

- ① 非農家も含めた地域ぐるみでの保全活動を実施
 - ・地域ぐるみでの保全活動に対して支援があります。
- ② 集落間で連携した管理活動に取り組む
 - ・広域での保全活動に対しても支援があります。
 - ・近隣の集落間で連携して行う活動へも支援があります。
- ③ 用排水路の補修
 - ・老朽化した用排水路の補修のための支援があります。
 - ・水管理のICT化、自動給水栓の導入など、水管理の省力化も支援できます。
- ④ 畦畔管理作業の省力化に取り組む
 - ・畦畔法面の芝生化の実証・整備、自走式草刈機の導入など、畦畔管理の省力化の取組に対しても支援があります。

- ➡ ① ②
- ➡ ① ②
- ➡ ② ③
- ➡ ④

【リモコン型自走草刈機の開発について】

軽四輪トラックで機械の移動が可能な計量コンパクト設計で、急傾斜（最大傾斜40°）での危険な作業もリモコン操作で安全に実施し、作業効率は慣行作業の約2倍（3a/hr→6a/hr）となっています。

価格：約140万円（消費税抜き）

（農研機構生研支援センターの支援を受けて製品化）



支援策

備考

1 多面的機能支払交付金

地域共同で行う、水路の泥上げや農道の路面維持など多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.63

2 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※用途は、予め協定に定めておく必要があります。

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.36

3 農業用水路等長寿命化・防災減災事業

農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策を支援します。

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.64

4 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

農用地保全に向け、畦畔の法面管理の省力化に向けた実証・整備、省力化機械（自走式草刈機など）導入、用排水路の整備等を支援します。

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

➡ 詳細はP.45

あかさわみどり

【優良事例の紹介 ≪赤沢水土里の会（新潟県津南町）≫】

【取組の概要】

積雪3mを超える豪雪地帯のため、除雪作業、融雪用水確保など共同活動が盛んであり、国営事業で造成された畑団地の農道や排水路も集落の共同活動で江浚いや補修などが行われています。

農道の大部分が砂利道であり、融雪や豪雨による路面浸食や泥濘化、冬期の融雪用水の機能を兼ねる農業用水路の老朽化による漏水が発生しています。

【取組のポイント】

○地域住民による直営施工の推進

- ・直営施工による共同作業でコンクリート舗装を行うことで外注と比較し3割程度経費が削減できています。
- ・水路の漏水対策を当初5ヶ年の計画が、直営施工による経費削減で、3ヶ年で完了することができ、これにより、農業用水と冬期間の融雪用水が安定的に確保されました。



集落共同でのコンクリート
舗装作業



水路のコルゲートパイプ化
などによる漏水対策

4

加工・
販売

①

農産物加工に取り組んで みたい

このような悩みはございませんか

- ① 農産物をそのまま販売しても儲からない。
 - ・ 冬季はもちろんのこと、悪天候で外での作業できない日が多い。
 - ・ 農産物を加工して、もっと収入を増やしたい。
- ② 農産物加工に取り組みたいが、十分な知識がない。
 - ・ 誰に相談したら良いか分からない。
 - ・ 見込みどおり売れるかどうか分からないので、どこかで試作をしたい。
- ③ 農産物加工に取り組みたいが、設備・機械購入の負担が重い。
 - ・ 揃えなければならない設備・機械の数が多く、負担が重い。
 - ・ 地域の農業者が連携して加工に取り組みたいので、支援があると助かる。
- ④ 商品を作っても売れる自信がない。
 - ・ 中身は自信があるが、パッケージデザインなどは自信がない。
 - ・ マーケティングの専門家のアドバイスが欲しい。

対応策

➡ ① ② ④

➡ ① ④

➡ ③

➡ ① ② ④

課題解決に向けた対応策

- ① 専門家に相談
 - ・ 地域資源活用・地域連携サポートセンター(旧農山漁村発イノベーションサポートセンター)に相談することができます。
- ② 商品の開発、試作に取り組む
 - ・ 技術習得や商品開発、販路開拓等への支援もあります。
- ③ 設備・機械の整備の負担の軽減
 - ・ 設備・機械の整備に対しての支援があります。
- ④ 成功事例から学ぶ
 - ・ 商品事例等の取りまとめをWebページに掲載しています。

支援策

➡ ① ② ③ ④
⑩

➡ ① ② ③ ④

➡ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
⑨ ⑪

➡ 「北陸の6次産業
化取組事例」(P.22)

支援策

備考

- 1 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
地域活性化型
農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定及び取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。
- 2 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）
山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。
- 3 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
創出支援型
新商品の試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、新商品を開発するための加工機械等のリースなどの取組を支援します。
- 4 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着等を支援します。
- 5 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）
高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組、みどりの食料システム戦略、スマート農業の推進、産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組の推進に必要な施設の整備・再編を支援します。
- 6 産地生産基盤パワーアップ事業
（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組と、新規就農者等への継承のためのハウス・園地等の再整備・改修や家畜排せつ物由来堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組を支援します。
- 7 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
うち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流促進を図るため、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- 8 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
産業支援型
農林漁業者等が、地域の多様な業種の事業者と連携して取り組む加工・販売施設等の整備を支援します。
- 9 中山間地域等直接支払交付金
中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※使途は、予め協定に定めておく必要があります。
- 10 中山間地域所得確保対策のうち中山間地域所得確保推進事業
中山間地域等において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。
- 11 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.65	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.54	
共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.66	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.46	
共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.58	
共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.60	
共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.67, 68	
共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.69	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.36	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.57	
共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.61	

4

加工・
販売

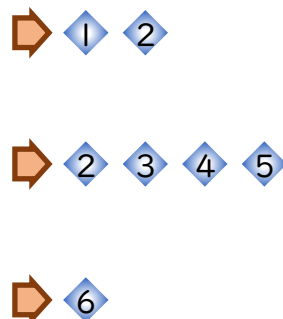
②

せっかく作っても販売する 場所がない

このような悩みはございませんか

対応策

- ① 農産物や加工品の販売先、売り場が不足している。
 - ・米と違って数を揃えられないため、扱ってくれないところが多い。
 - ・引き取ってくれるのはJAと直売所ぐらいしかない。
- ② 新たな農産物を作付けしても、販路がなく、取り組めない。
 - ・自分の作ったこだわり農産物なので、自分で売りたいが難しい。
 - ・消費者に直接売りたいが、自分の生産物だけでは、魅力に欠ける。
- ③ 高齢化により、集出荷施設まで農産物を運ぶことが困難である。
 - ・かろうじて生産しているが、高齢で集出荷施設まで運ぶのが難しい。
 - ・集出荷施設まで距離が遠く、車が運転できる若者でも負担は重い。



課題解決に向けた対応策

支援策

- ① 直売所（直売スペース）を設置
 - ・直売所の設置への支援があります。
- ② インターネットによる販売
 - ・販路開拓の取組について支援があります。
- ③ 出荷先、直販ルートを確認
 - ・地域資源活用・地域連携サポートセンター(旧農山漁村発イノベーションサポートセンター)に相談することができます。
 - ・販路開拓の取組について支援があります。
- ④ 販路開拓に向け商談を行う
 - ・地域ぐるみでの商談会の開催に支援があります。
- ⑤ 販路開拓に向けマーケティング活動に取り組む
 - ・市場調査などのマーケティング活動のための支援もあります。
 - ・地域資源活用・地域連携サポートセンター(旧農山漁村発イノベーションサポートセンター)に相談することができます。
- ⑥ 農家の庭先を訪問しての農産物の集荷に取り組む
 - ・集荷システムを実証する支援があります。



【地域資源活用・地域連携サポートセンターについて】

6次産業化等に取り組む農林漁業者等の相談窓口として、各都道府県にサポートセンターを設置しています。

サポートセンターでは、相談受付・アドバイスのほか、民間の専門家（プランナー）を派遣して地域資源を活用した付加価値創出に取り組む事業者等の経営改善に伴走支援しています。

支援策

備考

- 1 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
うち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流促進を図るため、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- 2 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
創出支援型
販路開拓のための試食会や試験販売の実施、商談会への出展、直売所の売り上げ増加のための取組等を支援します。
- 3 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
産業支援型
農林漁業者等が、地域の多様な業種の事業者と連携して取り組む加工・販売施設等の整備を支援します。
- 4 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
地域活性化型
農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定及び取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。
- 5 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着等を支援します。
- 6 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）
山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。
- 7 中山間地域等直接支払交付金
中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※用途は、予め協定に定めておくことが必要です。
- 8 中山間地域所得確保対策のうち中山間地域所得確保推進事業
中山間地域等において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.67,68

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.66

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.69

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.65

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.46

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.54

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.36

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.57

【北陸の6次産業化取組事例】

北陸農政局のホームページにて、北陸4県の6次産業化の取組事例を写真や図を交えて紹介しています。取組の概要をはじめ、経緯や課題への対応策などの記載もありますので、一度ご覧になってください。

【北陸農政局ホームページURL】

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/nouson/attach/pdf/rokuji-2.pdf>



5

地域
振興

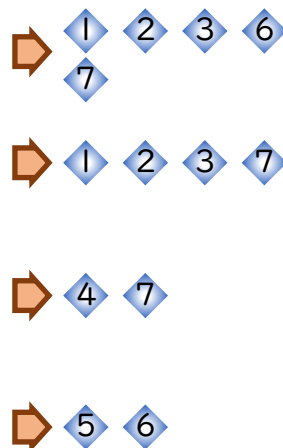
①

地域の観光資源を活用 したい、地域に活力がない

このような悩みはございませんか

対応策

- ① 地域に活力がない。
 - ・人口が減りつつあり、高齢化率が高く限界集落になっている。
 - ・このままではじり貧だと分かっているが、自分たちには手に負えない。
- ② 交流人口が少ない。
 - ・若者が来ている集落もあるようだが、やり方が分からない。
 - ・SNSを活用すると良いと言われても、どうすれば良いか分からない。
- ③ 日常生活に支障が出てきている。
 - ・車が運転できずに日用品の買い物等に支障が出てきている人もいる。
 - ・日常生活に支障があると、集落を離れざるを得ない。
- ④ 地域にある資源（木質、家畜糞尿等のバイオマス）を活用したい。
 - ・施設を導入するにあたっての調査や設計費用の負担が大きい。
 - ・施設等を整備するにあたり負担が大きい。



課題解決に向けた対応策

支援策

- ① 農泊推進のため、専門家に相談
 - ・専門家からアドバイスを受ける支援があります。
- ② 農泊関連施設を整備
 - ・農泊関連施設の整備のための支援があります。
- ③ インバウンドによる外国人旅行客需要
 - ・先進地視察等の取組に対して支援があります。
 - ・専門家からのアドバイスを受ける支援があります。
- ④ 福祉タクシーなど買い物難民対策
 - ・福祉タクシーなど買い物難民対策にも支援があります。
- ⑤ 地域のバイオマスを活用した産業化等を推進
 - ・バイオマス利活用施設等の導入及び導入に向けての調査・設計、また整備済みのバイオマス利活用施設の導入効果を高めるための実証・検証の支援があります。
- ⑥ 里山林の保全管理、森林資源の利活用
 - ・里山林の保全管理や森林資源の利活用の取組に対して支援があります。
- ⑦ 地域おこし協力隊を募集
 - ・地域おこし協力隊の活用もできます。



支援策

備考

- 1 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
農泊推進型
農山漁村滞在型旅行「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援します。
- 2 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
うち地域資源活用価値創出整備事業整備事業(定住促進・交流対策型)
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流促進を図るため、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- 3 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
地域活性化型
農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定及び取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。
- 4 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）
営農型太陽光発電の検討、設備導入の取組支援、木質バイオマス施設等における未利用資源の利用促進を支援します。
- 5 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
バイオマスの地産地消（推進事業）
バイオマス利活用施設の導入に当たり調査や基本的な設計及び関係者との協議、各種手続き、実施設計に対して支援します。
- 6 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
バイオマスの地産地消（整備事業）
家畜排せつ物、食品廃棄物等を活用したエネルギーの地産地消の実現に必要な施設整備に対して支援します。
- 7 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金【林野庁】
山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、活動の実践を支援します。

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.70

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.67,68

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.65

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.71

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.72

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.73

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

➡ 詳細はP.74

【優良事例の紹介 <<白峰林泊推進協議会（石川県白山市）>>】

【取組の概要】

白峰地域は、白山国立公園の中にあつて白峰重要伝統的建造物保存地区を有し、築100年以上の古民家を宿泊施設に改修。宿泊客は白山奥山人の暮らし体験、地域で古くから引き継がれてきた焼畑等の農耕文化体験、自然と歴史、民俗文化、食文化、林業体験等を組み入れた体験メニューを開発、提供しています。



白山の麓 冬の白峰を散策



白峰重要伝統的建造物群保存地区



白峰特産 堅豆腐

5

地域
振興

②

農作物への鳥獣被害が 大きい

このような悩みはございませんか

- ① イノシシ、サルや野鳥による農作物被害が拡大している。
 - ・努力して作付けしている農産物を荒らされてしまい、死活問題である。
 - ・年々被害の範囲が拡大しており、このままでは離農せざるを得ない。
- ② 捕獲活動従事者の高齢化などにより捕獲数が減少している。
 - ・捕獲活動の後継者、人材育成が進んでいない。
 - ・新規に猟銃を取得する際の支援があるといい。
- ③ 有効な対策、対策の効果などについての情報が欲しい。
 - ・様々な対策があるが、どのぐらいの効果が期待できるのか情報がない
 - ・効果が期待できないものに高いお金を払ってもしかたがない。
 - ・専門家に集落の対策を見てアドバイスをして欲しい。
- ④ 捕獲した鳥獣の廃棄場所がない。
 - ・埋設場所の確保などに困っている。
 - ・ジビエ利用等の食肉利用等加工処理施設や焼却施設があるといい。

対応策



課題解決に向けた対応策

- ① 捕獲活動経費の直接支援
 - ・獣種等に応じた上限単価内での定額支援があります。
 - ・捕獲に必要な資材購入にかかる費用の支援もあります。
 - ・鳥獣の生息状況や被害状況を調査する費用への支援もあります。
- ② 侵入防止柵の設置
 - ・侵入防止柵の設置を自力で行った際に得られる定額の支援があります。
- ③ ICT等を活用したスマート捕獲の取組を実施
 - ・最新の技術を活用した対策を導入できる支援があります。
- ④ 捕獲檻など罠を設置
 - ・捕獲檻の購入費用の支援があります。
- ⑤ 専門家に相談
 - ・研修会や講習会の開催に必要な費用の支援があります。
 - ・専門家を紹介するWebページや相談するための支援もあります。
- ⑥ 緩衝帯を設置
 - ・集落やほ場の周囲を刈り払いし、緩衝帯を設置するための支援があります。
- ⑦ 処理加工施設の整備等
 - ・ジビエ利用に向けた先進地視察、人材育成等への支援があります。
 - ・処理加工施設整備(焼却、減容化含む)のハード対策の支援もあります。

支援策



支援策

備考

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金（ソフト対策）
野生鳥獣被害に対応するため、捕獲機材の導入、追い払い等の被害防止活動、ICT等を活用したスマート捕獲等の取組、捕獲活動の抜本的強化の取組、新規猟銃取得等を支援します。
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金（ハード対策）
野生鳥獣被害対応するため、侵入防止柵、処理加工施設（食肉利用等施設、焼却施設）、捕獲技術高度化施設（射撃場）などの施設整備を支援します。
- 3 多面的機能支払交付金
侵入防止柵や緩衝帯の保安全管理・整備等を支援します。
※資源向上支払における多面的機能の増進を図る活動等の一環
- 4 中山間地域等直接支払交付金
中山間地域等において、スマート捕獲等の取組を支援します。
※生産性向上加算における農産物の生産性向上を図る取組の一環
- 5 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）
農地保全に向け、農地を鳥獣緩衝帯として粗放的利用する取組を支援します。
※地域資源である農地を低コストで維持する粗放的利用の一環
- 6 農産漁村振興交付金（山村活性化対策）
振興山村における地域資源の一つとして、ジビエの商品開発、販路開拓等の取組を支援します。
- 7 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着等を支援します。
- 8 農業生産基盤情報通信環境整備事業
ICTを活用した野生鳥獣被害対策に必要な通信環境（無線基地局・光ファイバ）と合わせて、鳥獣害センサーや監視カメラの整備を支援します。

共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.76	
共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.77	
共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.63	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.36	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.45	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.54	
中山間限定	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.46	
共通	要件緩和
補助率UP	優先採択
詳細はP.38	

【優良事例の紹介 <<朝日町有害鳥獣対策協議会（富山県新川郡朝日町）>>】

～侵入防止柵の維持管理実施地区（山間部）の活動を支えるため、平野部の地区も含めた協議会を設置し、地域住民による「鳥獣に強い安心な町づくり」を推進～

【取組の概要】

サルやイノシシによる農作物被害の増加を契機に、平成16年以降、山沿いの全6地区で協議会を設立し、平成22年には平地の自治振興会を含めた協議会に発展。電気柵の維持管理のため、平地部4地区を含めた基金を造成し、町の積み増しによる支援と合わせ、維持活動資金として活用しています。

また、平成26年に鳥獣被害対策実施隊を組織し、山沿い6地区に大型檻45基を設置するとともに、捕獲経験の浅い隊員には、1年間、ベテランによる現場でのマンツーマン指導を行うなど、捕獲技術の次世代継承を実施しています。



地域住民による柵の維持管理活動



ベテランによるマンツーマン指導

6

災害
復旧

災害による被害の復旧を したい

このような悩みはございませんか

- ① 災害により個人所有の農業ハウスが損傷した。
・施設の復旧に費用が掛かる上、その間の収入も無いため、負担が重い。
- ② 農林水産業共同利用施設が災害で損傷した。
・施設の復旧費用の負担が重い。
・被災した施設が支援対象になるのか分からない。

対応策



課題解決に向けた対応策

- ① 園芸施設共済加入の有無を確認
・近年頻発する自然災害等に備えて、園芸施設共済に加入しましょう。
- ② 災害を受けた個人等の被災施設を復旧
・甚大な被害を受けた個人等の施設でも修繕等に支援があります。
- ③ 農林水産業共同利用施設を復旧
・農協等が所有する共同利用施設の復旧に支援があります。

支援策



【農林水産省の災害支援について】

農林水産省では、災害で被害を受けた農地、農業用施設、ため池などの復旧支援や被災農業者の資金調達の支援、農業用ハウス・機械等の再建・修繕経費の助成など、各種支援を行っております。

支援対策の内容は災害ごとにホームページに掲載されます。

(参考)過去の災害時の対応について、農林水産省ホームページに掲載されています。

【農林水産省ホームページURL】

<http://www.maff.go.jp/j/saigai/index.html>

(ホーム> 会見・報道・広報> 災害関連情報)



支援策

備考

1 園芸施設共済

自然災害等により、農業用ハウスが損害を受けた場合に、損害の程度に応じた共済金を支払います。

2 担い手への農業用機械・施設の導入支援

過去に例のないような甚大な気象災害等（地震・台風等）により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械を融資等を活用して再建・修繕等を行う場合に支援します。

3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

異常な自然災害により被災した農協等が所有する農林水産業共同利用施設（農業用倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設（育苗ハウス）等）の復旧に要する経費の一部を国が補助します。

4 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、地域の実情に応じて幅広い取組を支援します。
※使途は、予め協定に定めておく必要があります。

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

詳細はP.78

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

詳細はP.59

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

詳細はP.79

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

詳細はP.36

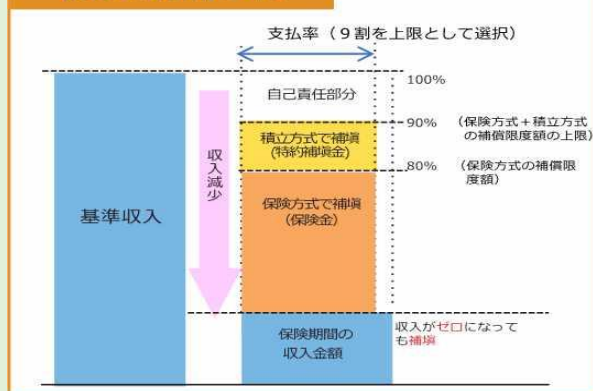
【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

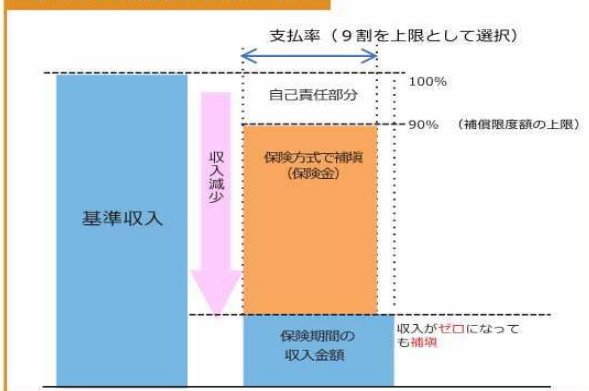
具体的には、

- ①青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ②保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとまらない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定
(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

掲載事業一覧

あ行

- 園芸施設共済  P.78

か行

- 環境保全型農業直接支払交付金  P.56
- 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち
飼料作物の生産性向上対策（中山間地域飼料増産活性化対策）  P.43

さ行

- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金  P.74
- 産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上政策・生産基盤強化対策)  P.60
- 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業  P.49
 - うち就農準備資金  P.50
 - うち経営開始資金  P.51
 - うち雇用就農資金  P.53
- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業  P.61
- 青年等就農資金  P.52
- 集落営農連携促進等事業  P.47

た行

- 大区画化等加速化支援事業  P.32
- 多面的機能支払交付金  P.63
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）  P.62
- 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進  P.55
- 中山間地域所得確保対策
 - うち中山間地域所得確保推進事業（令和7年度補正予算）  P.57
- 中山間地域等直接支払交付金  P.36
- 中山間地域農業農村総合整備事業  P.37
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（ソフト対策）  P.76
 - （ハード対策）  P.77
- 強い農業づくり総合支援交付金
（産地基幹施設等支援タイプ）  P.58

な行

- 農業競争力強化農地整備事業うち農地整備事業（中山間地域型） ➡ P.34
- 農業経営・就農支援体制整備推進事業 ➡ P.40
- 農業生産基盤情報通信環境整備事業 ➡ P.38
- 農業用水路等長寿命化・防災減災事業 ➡ P.64
- 農山漁村振興交付金
- うち最適土地利用総合対策 ➡ P.45
- うち中山間地農業推進対策 ➡ P.46
- うち山村活性化対策 ➡ P.54
- うち地域資源活用価値創出対策
- 地域資源活用価値創出推進・整備事業
- 産業支援型 ➡ P.69
- 創出支援型 ➡ P.66
- 地域活性化型 ➡ P.65
- 定住促進・交流対策型 ➡ P.67,68
- 農泊推進型 ➡ P.70
- 農福連携型 ➡ P.48
- 農山漁村地域整備交付金
- うち集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型） ➡ P.33
- うち集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型） ➡ P.44
- 農地耕作条件改善事業 ➡ P.31
- 農地集約化促進事業のうち集約化加速タイプ・地域集約化実現タイプ ➡ P.39
- 農地中間管理機構関連農地整備事業 ➡ P.35
- 農地利用最適化推進事業
- うち農業委員会による農地利用最適化推進事業 ➡ P.41
- うち農地集約化促進モデル事業 ➡ P.42
- 担い手への農業機械・施設の導入支援 ➡ P.59
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ➡ P.79

ま行

- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
- バイオマスの地産地消（整備事業） ➡ P.73
- バイオマスの地産地消（推進事業） ➡ P.72
- 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業） ➡ P.71

参考

- 中山間地農業ルネッサンス事業 ➡ 巻末

支援策：

農地耕作条件改善事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。
(①～⑥は組み合わせることが可能)

①農地集積促進（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

- 【ハード】・定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備等
- ・定率助成：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、管理省力化支援等

②高収益作物転換（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

- ・定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握等
- ・定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、高付加価値農業施設（ビニルハウス）の設置に対する支援等

③スマート農業導入（農地集積を図りつつ、スマート農業の導入を図る場合）

- ・定額助成：RTK-GNSS基地局の設置
- ・定率助成：RTK-GNSS基地局の設置と併せて導入する自動操縦舵システム(既存のトラクタに取り付け)

④病虫害対策（農地集積を図りつつ、病虫害による被害の防止に取り組む場合）

- ・定額助成：病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地の反転耕、混層耕、堆肥施用等
- ・定率助成：病虫害による被害の防止と併せて実施する排水対策等

⑤水田貯留機能向上（農地集積を図りつつ、「田んぼダム」を実施する場合）

- ・定額助成：「田んぼダム」実施に向けた調査、畦畔補強、排水口設置等
- ・定率助成：「田んぼダム」と一体的に実施する農業用排水施設の新設等

⑥土地利用調整（多様で持続的かつ計画的な農地利用のゾーニングを実施する場合）

- ・定額助成：農家意向等の調査・調整、交換分合等
- ・定率助成：作業用道、粗放的な農地の利用に必要な用地整備等

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等

留意点

- ・事業の実施区域は、農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等
- ・事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）、ハード事業費は200万円以上
- ・農業者2者以上
- ・必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）
- ・農地中間管理機構との連携概要を策定

主な付帯事業は以下のとおり

- ・機構集積推進費：基盤整備が進んだ地域に取り残された未整備農地で基盤整備によって担い手へ集約する場合、担い手への農地集約化率に応じて最大12.5%（全額国費）を交付
- ・高収益作物導入促進費：高収益作物への転換率に応じて最大12.5%（国費負担:50%等）を交付

事業主体

①②③④⑤⑥：農地中間管理機構、都道府県、市町村等

補助率等

①②③④⑤⑥：定額、1/2等

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農地整備課（TEL:076-232-4725）

支援策：

大区画化等加速化支援事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農業者や農業法人等が自ら行う畦畔除去による区画拡大や暗渠排水などの簡易な基盤整備を定額で支援します。農地の大区画化・集約化をすることで、更に助成単価を上乗せします。

また、事業実施に必要な農家意向調査、水利調整、実施計画策定、農地集積の調整など、基盤整備を進めるためのソフト的な取組も支援します。

ハード事業：農用地の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端かんがい排水施設、客土、除礫等

ソフト事業：権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等

対象となる方

農振農用地区域のうち、地域計画策定区域内の農業者等

主な採択要件

- ・ハード事業の実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること
- ・農用地の区画拡大を実施すること

留意点

- ・農業構造転換集中対策期間中（令和7年度～令和11年度）の時限事業
- ・従来の都道府県を經由する間接補助ではなく、本事業の創設に伴い新たに各都道府県に設置する「大区画化等推進協議会」を經由する間接補助事業
- ・担い手に集約化（面積集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ
- ・1ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ

事業主体

県、土地改良事業連合会、市町村、農業者等

補助率等

定額 大区画化・集約化をすることで、更に助成単価を上乗せ

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農地整備課（TEL：076-232-4725）

支援策：

農山漁村地域整備交付金

(農村整備に係る運用/農村集落基盤再編・整備事業/中山間地域総合整備型)

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

『農村集落基盤再編・整備事業/中山間地域総合整備型』は、農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施します。

【農村集落基盤再編・整備事業のうち中山間地域総合整備型の事業内容】

事業種	内 容
(1)集落型事業	一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図る ア. 一般型事業：農業生産基盤及び農村生活環境又はこれらと併せて保全管理等の一体的整備を実施 イ. 生産基盤型事業：農業生産基盤整備のみを実施 ウ. 生活環境型事業：農村生活環境整備等のみを実施
(2)広域連携型事業	市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図る

【農村集落基盤再編・整備事業の事業種類】

区分	事業種類
農業生産基盤整備	①農業用排水、②農道、③ほ場整備、④農用地開発、⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全事業
農村生活環境整備	農業集落道、営農飲雑用水、農業集落排水、農業集落防災安全施設、用地整備、活性化施設整備、地域農業活動拠点施設、集落環境管理施設等
保全管理等	高付加価値農業基盤整備、附帯事業、用地整備、市民農園等、生態系保全施設整備等
農業生産基盤整備附帯	埋蔵文化財調査

対象となる方

事業主体が計画する整備区域内の農業者等

主な採択要件等

- 農業振興地域の整備に関する法律（S44年法律第58号第6条の第1項）の規定に基づき指定された農業振興地域
- 6法指定（過疎、山村、離島、半島、特定農山村、棚田）に該当する市町村又は地域を含む市町村
- 中山間地域総合整備型における要件は以下のとおり
 - ・ 集落型事業のうち一般型事業：①～⑧に掲げる事業のうち2以上の事業を行う。
その事業の受益面積が20ha以上等
 - ・ 集落型事業のうち生産基盤型事業：ほ場整備を行う。
その事業の受益面積が県営20ha、市町村営10ha以上等
 - ・ 広域連携型事業：①～⑧に掲げる事業のうち2以上の事業を行う。
その事業の受益面積が60ha以上等
- 農山漁村地域整備交付金を交付する期間は、整備計画ごとに、農山漁村地域整備交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から数えておおむね3～5年まで
- 交付対象事業を実施しようとする県又は市町村は、農山漁村地域整備計画を策定

事業主体

県、市町村

補助率等

国費率：55%等

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部地域整備課（TEL：076-232-4726）

支援策：

農業競争力強化農地整備事業のうち
農地整備事業（中山間地域型）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するため、農地の大区画化や排水対策等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

中山間地域型は、受益面積の採択要件を10ha以上とし、事業完了までに地域計画の目標地図がブラッシュアップされ、かつ、農地の集約・集積化率がいずれも80%以上となる場合、5ha以上に緩和されます。

主要工事は以下のとおり。

- ・区画整理、又は暗渠排水
- ・農業用排水施設、農道、区画整理、農用地造成、暗渠排水、客土、除礫から2工種以上

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等

主な採択要件

- ・地域要件は、6法指定地域等（離島、豪雪、山村、半島、過疎、特定農山村、急傾斜、棚田又は特認）受益面積が10ha以上（6工種の合計、事業のポイントに示す「地域計画のブラッシュアップ、農地の集約・集積率80%以上」を全て満たす場合は5ha以上）
- ・食料・農業・農村基本計画に沿った営農計画であること
- ・地域の排水条件等に沿った整備であること
- ・促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が80%以上となること
ただし、事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策実施要綱別紙2に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積割合が概ね8割以上でない場合は50%
- ・促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が向上すること

など

留意点

附帯事業は以下のとおり

都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、

- ①農地集積促進事業：事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付。
- ②農業構造転換特別対策事業：事業完了後の中心経営体への農地の大区画化の割合、農地の集積・集約化率等に応じて事業費の最大12.5%を交付

事業主体

都道府県 等

補助率等

国費率：55%

- ①農地集積率に応じて促進費の交付
- ②農地の大区画化の割合、農地の集積・集約率に応じて対策費の交付

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農地整備課（TEL：076-232-4725）

支援策：

農地中間管理機構関連農地整備事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が実施する基盤整備を推進します。

一般型：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水、情報通信環境整備等

省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔広幅、法面の傾斜化等の省力化整備

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等

主な採択要件

<共通>

- 中山間地域の場合、地域要件は、6法指定地域等（離島、豪雪、山村、半島、過疎、特定農山村、急傾斜、棚田又は特認）
- 事業対象農地の全てについて、①農地中間管理権若しくは所有権が設定されていること、②機構が農業経営又は農作業の委託を受けていること、③機構が所有していること
- 事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域、市町村の場合は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連担化した農地）
- 上記①又は②の期間の合計が、事業計画の公告日から15年間以上あること

<一般型>

- 事業完了後5年以内に事業対象農地の8割以上を担い手に集団化（機構の方針として設定）
- 事業完了後5年（果樹は10年）以内に事業実施地域の収益性が20%以上向上、その確認方法として、販売額20%以上向上、生産コスト20%以上削減、かつ、米の生産コスト9,500円/60kg以下又は麦・大豆へ3割転換、地域全体の面積の1/2以上が1ha以上

<省力型>

- 中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している
- 未集団化の場合又は未集約化農地の8割以上を集団化又は集約化
- 保全管理コストを20%以上削減

など

留意点

主な附帯事業は以下のとおり

- 機構集積推進事業：基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、事業費の12.5%等を交付（全額国費）

事業主体

都道府県、市町村 等

補助率等

1/2等

中山間地域の国費率：55%（推進費除く）

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農地整備課（TEL：076-232-4725）

支援策：

中山間地域等直接支払交付金

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

集落協定等に基づく活動としては、以下のものがあります。

- ①農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ②農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

また、上記の活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。＜棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、ネットワーク化加算、スマート農業加算、集落機能強化加算の経過措置＞

対象となる方

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

主な採択要件

- ・対象地域及び対象農用地は、地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）で指定された地域又は県知事が定める特認地域であって、傾斜等の基準又は県知事が定める特認基準を満たす農振農用地区域内かつ地域計画区域内
- ・集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続すること

留意点

- ・交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用可能（用途は、予め協定に定めておくことが必要）

事業主体

農業者等の組織する団体等

補助率等

定額
(田(急傾斜):21,000円/10a、
畑(急傾斜):11,500円/10a等)

支援策：

中山間地域農業農村総合整備事業

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間地域を対象に地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施します。

内容は以下のとおり

(1) 農業生産基盤整備と一体的な農村振興環境整備

【事業の種類】

農業生産基盤整備	①農業用排水施設 ②農道 ③ほ場 ④農用地開発 ⑤農地防災 ⑥客土 ⑦暗渠排水 ⑧農用地の改良又は保全 ⑨土地基盤の再編・整序化 ⑩埋蔵文化財調査
農村振興環境整備	①集落道 ②営農飲雑用水施設 ③集落防災安全施設 ④用地整備 ⑤生産・販売・交流・農泊等施設 ⑥情報基盤施設 ⑦農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備 ⑧農村資源利活用推進施設 ⑨交換分合

(2) (1) の実施に必要な調査、計画

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内的の農業者 等

事業実施区域

【中山間地域等】

(1) 6法指定地域（過疎、山村、離島、半島、特定農山村、棚田）又は、農政局長が認める特認市町村

(2) 農業生産基盤整備事業を実施する場合は、地域の林野率が50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね1/100以上の農用地の面積が当該地域の50%以上を占める

【地域の要件】※以下の2項目のいずれかが満足すること

(1) 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域

(2) 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域

主な採択要件

(1) 農業生産基盤整備の①～⑧の事業のうち1工種以上かつ全体で2工種以上の事業を行い、その事業の受益面積の合計がおおむね10ha以上であること等

（生産・販売施設等と一体で実施する場合は5ha以上）

(2) 県が事業主体となる場合は、『高度な技術を必要とする』『事業内容が広域的な計画と関連する』等

留意点

事業を実施するために『農村振興基本計画』を作成する必要

事業主体

県、市町村等

補助率等

国費率：55%等

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部地域整備課（TEL：076-232-4726）

支援策：

農業生産基盤情報通信環境整備事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境（無線基地局、光ファイバ及びこれを運用するために必要な情報通信機器等）を支援します。また、自動走行農機等の運用に必要なRTK-GNSS基準局の整備を支援します。

対象となる方

都道府県、市町村、土地改良区、地域協議会、JA、地域運営組織、農業法人 等

主な採択要件

- 以下の要件に該当する地域とする
 - ・ 農業振興地域
 - ・ 農業集落が連続した区域
 - ・ 都道府県道又は幹線市町村道と重複しない範囲の農道又は集落道
- 計画策定事業は事業実施計画の策定が必要
- 施設整備事業は事業実施計画の策定に加え、以下の条件を満たすこと
 - ・ 1地区当たりの合計200万円以上
 - ・ 農業用排水施設は受益面積の合計がおおむね20ha以上（指定地域は5ha以上）
 - ・ スマート農業のための整備の場合は200万円以上に加え、1地区当たり受益者が農業者2名以上
 - ・ RTK-GNSS基準局整備の場合は近傍の公設RTK基準局との離隔が原則半径10km以上

留意点

計画策定事業（一般型）を行う場合は整備計画の策定が必須

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、
地域協議会、JA、地域運営組織、
農業法人

補助率等

計画策定事業：定額
施設整備事業：1/2等

支援策:

農地集約化促進事業のうち
集約化加速タイプ・地域集約化実現タイプ

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域内のまとまった農地を農地中間管理機構（以下、「機構」）に貸し付け、担い手等への農地の集積・集約化を図る地域を支援します。

(1) 集約化加速タイプ

- ・ 機構を活用して、担い手同士の耕作地の交換等による農地の集約化（団地化）、大規模な集約化や誘致団地の創出に取り組む地域を支援
- ・ 中山間地域においては、基本タイプにおける同一の耕作者が耕作する団地面積や大規模集約タイプにおける経営規模等の要件を一般地域に比べて1/2に緩和
（基本タイプの1団地の面積：一般地域1ha以上、中山間地域0.5ha以上）
（大規模集約タイプの経営規模：一般地域15ha以上、中山間地域7.5ha以上 等）

(2) 地域集約化実現タイプ

- ・ 地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、農地の集約化に取り組む地域を支援
- ・ 中山間地域における同一の耕作者が耕作する団地面積や機構の活用率要件を一般地域に比べて緩和
（1団地の面積：一般地域1ha以上、中山間地域0.5ha以上）
（機構の活用率：一般地域80%超、中山間地域60%超）

※集約化加速タイプと地域集約化実現タイプは同一年度に重複して交付を受けることが可能。

対象となる方

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手等への農地の集約化等を図る地域

主な採択要件

全域が同一の地域計画の区域に含まれている地域

(1) 集約化加速タイプ

- ① 地域の農地面積に占める0.5ha以上の団地面積を10ポイント以上増加（基本タイプ）
- ② ①を満たす地域で経営規模が7.5ha以上かつ1団地の面積が2.5ha以上（大規模集約タイプ）
- ③ 4ha以上の受け手不在農地を1団地にまとめること（誘致団地創出タイプ）

(2) 地域集約化実現タイプ

目標地図内における0.5ha以上の団地の面積の割合が5割以上、かつ、地域の農地バンクの活用率が60%超

事業主体

市町村
※交付先は地域

補助率等

定額

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部農地政策推進課（TEL:076-232-4319）

支援策：

農業経営・就農支援体制整備推進事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農業経営・就農サポート推進事業

県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農等の相談対応、就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。

対象となる方

事業実施地域内の農業を担う者。

留意点

本事業によって行う取組と同一の内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国等が助成する事業（補助金、委託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除く。以下「助成事業」という。）を活用する場合は、補助対象経費とすることはできません。また、事業実施主体が助成事業を活用した取組へ参画するために必要となる額については、補助対象経費とすることができません。

事業主体

都道府県

補助率等

定額

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部担い手育成課（TEL：076-232-4318）

支援策：

農地利用最適化推進事業のうち 農業委員会による農地利用最適化推進事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農業委員及び農地利用最適化推進委員が行う農地等のあっせん・利用調整、遊休農地の解消、新規参入の促進等の農地利用の最適化活動に要する経費を交付します。

対象となる方

農地利用の最適化の活動を行った農業委員、農地利用最適化推進委員

主な採択要件

- ・ 農業委員会が最適化活動に対する意欲的な目標を設定していること
- ・ 推進委員等が日々の最適化活動を詳細に記録し、農業委員会へ報告の上、評価を受けていること
- ・ 農業委員会が農業委員会サポートシステムの情報を適切に更新していること

留意点

農業委員会が最適化活動に係る活動量と成果について目標を定め、その達成度合いに応じて交付

事業主体

農業委員会

補助率等

定額

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部農地政策推進課（TEL：076-232-4319）

支援策：

農地利用最適化推進事業のうち 農地集約化促進モデル事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域計画の実現のための農地利用の最適化に主体的に取り組む団体の活動を推進するため、都道府県及び選定団体が行う以下の活動に必要な経費を交付します。

① 都道府県事業

- ・職員、外部アドバイザー及び専門家等の派遣
- ・市町村域を越えた関係機関の連携や新規参入の実現のための会議の開催
- ・民間企業等による農地情報のデジタル化技術を利用したサービスの活用 等

② 選定団体事業

- ・対象地区内の農地の出し手・受け手の意向把握
- ・農地の出し手・受け手の意向を反映させた現況地図や目標地図の素案の作成
- ・地域計画の見直しに向けた農地所有者等の意見の取りまとめ
- ・農地利用に関する農地所有者等の間の調整活動
- ・調整活動を踏まえた農用地利用集積等促進計画の素案の作成
- ・受け手不在農地等の保全管理 等

対象となる方

都道府県、市町村が管内において事業を実施することが適当と認め選定した団体（選定団体）

主な採択要件

< 都道府県知事による市町村の選定基準 >

- ・関係団体との連携体制及び対象地区内の農地所有者等の協力体制が整っていること
- ・地域計画の見直しに向けた協議が継続して開催されているなど、農地の集約化に向けた地域の機運が醸成されていること

< 市町村長による団体の選定基準 >

- ・地域計画の協議の場に積極的に参加する見込みであること
- ・選定されてから3年以上、継続的に農地利用の最適化の取り組みを行う見込みであること
- ・関係機関と連携して取組を行うことが確実と見込まれること
- ・対象地区における農地の集約化率を令和12年度までに20ポイント以上向上させる目標を定めることが確実と見込まれること

留意点

- ・選定団体は、対象地区の地域計画において、農地の集約化率を令和12年度までに令和7年度末よりも20ポイント以上向上させる目標を定め、目標の達成に向けた取り組みを行うこと

事業主体

都道府県、選定団体

補助率等

定額（①及び②の合計額は1地区当たり上限500万円）

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部農地政策推進課（TEL：076-232-4319）

支援策：

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち
飼料作物の生産性向上対策（中山間地域飼料増産活性化対策）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間地域で行う飼料増産活動を支援します。

- ①飼料増産活動の実施…耕作放棄地を牧草地や飼料畑、放牧の利用などに係る費用を助成
- ②飼料増産活性化機械の導入…飼料増産活動に必要な農業機械の導入費用を助成

対象となる方

農業者3戸以上からなる農業者集団、農協、農事組合法人、集落営農組織、公社など

主な採択要件

- 各事業実施主体当たりの活動を行う農地等の合計面積が1ha以上10ha未満であること。
- 活動を行う農地等が傾斜地(※) 又は30a未満の小区分地を含むこと。
※田で1/100以上、田以外で8度以上
- 普及指導機関等と連携し適切な技術的指導を受けること
- 飼料増産活性化計画の作成

留意点

「水田活用の直接支払交付金」及び「畑作物産地形成促進事業」の対象となっている農地で行われた活動は支援対象となりません。また、他の補助事業による助成を受ける費用についても支援対象となりません。

事業主体

農業者集団、農協、公社、協議会、
農業法人 等

補助率等

定額、1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：生産部畜産課（TEL：076-232-4317）

支援策：

農山漁村地域整備交付金
集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農村環境整備計画に即して作成される事業計画に基づき、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土、環境の保全及び優良農地の保全を図ります。

事業メニューは以下のとおり

- ・生産基盤整備
ほ場整備、農業用排水施設、農用地の改良又は保全、農道整備、暗渠排水、農用地開発
- ・保全管理等整備
高付加価値農業整備、用地整備、市民農園等整備、生態系保全施設等整備、遊水池整備、土地改良施設撤去及び跡地整備

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内的の農業者 等

主な採択要件

- ・地域要件は、6法指定（過疎、山村、離島、半島、特定農山村、棚田）、特認、または、耕作放棄地が介在する地域
- ・受益面積は、10ha以上（6工種の合計）

留意点

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域（保全管理区域）と営農を継続し生産性向上を図る区域（生産区域）を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

生産区域：農業生産性の向上を目的とした基盤整備

保全管理区域：保全管理、利活用※による周辺農地への悪影響の除去

※耕作放棄地を換地等により集約し市民農園として活用等

事業主体

県、市町村 等

補助率等

国費率：55%

支援策：

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

1.最適土地利用総合事業

中山間地域等において、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、実証的取組、省力化機械の導入等
- ② 粗放的利用の体制整備(放牧、密源・緑肥・省力・景観作物や緩衝帯利用等)
- ③ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための条件整備や農用地保全のための基盤整備等
- ④ 農山漁村活性化法に基づき現場でコーディネートする農用地保全等推進員の措置

2.荒廃農地再生支援事業(中山間限定の要件なし)

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援します。

対象となる方

- 1の事業 地域協議会、地域運営組織等
- 2の事業 対象農地を耕作の用に供する者又は所有者

主な採択要件

1の事業

- ・ 対象地域は中山間地域等の複数集落
- ・ 事業実施期間は2年以上5年間以内で、事業開始から3年以内に土地利用構想を策定
- ・ 農用地の粗放的利用の取組を1つ以上実施
- ・ 事業完了後5年間は耕作又は粗放的利用を実施

2の事業

- ・ 対象農地は農振農用地区域内の再生可能な荒廃農地等
- ・ 整備した農地の地域計画への位置付け及び5年間は耕作を実施

留意点

- 1の事業 農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと
- 2の事業 耕作者は地域の合意により対象農地を耕作することとされた者であること

事業主体

1の事業

県、市町村、農業委員会、JA、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

2の事業

市町村、農地所有者、耕作者

補助率等

1の事業

- ① 定額（上限1,000万円×事業年数）
- ② 定額（上限5,000円/10a又は10,000円/10a）
- ③ 定率（55% 上限2,000万円×事業年数）
- ④ 定額（上限250万円/年）

2の事業 1/2（総事業費200万円未満）

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL：076-232-4531）

支援策：

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間地域等において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

① 中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組等を支援

② 元気な地域創出モデル支援

ア〔一般型〕収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援
イ〔地域力活用型〕地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

ア〔一般型〕むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援

イ〔活動着手支援型〕遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援

ウ〔地域連携型〕活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援

② 農村RMO形成伴走支援

協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援

対象となる方

都道府県、市町村、地域協議会等

主な採択要件

対象地域（計画区域）は、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域で、地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）で指定された地域、特別豪雪地帯及び農林統計上の中山間地域等

留意点

- 事業の流れは、国から都道府県もしくは国から都道府県を経由して市町村、地域協議会等へ定額補助。

事業主体

都道府県、市町村、
地域協議会 等

補助率等

- 1の②のア 事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数）
- 1の②のイ 計画期間3年（事業期間1年）、交付率：定額、1/2以内（上限3,000万円）
- 2の①のア 事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,500万円（500万円（年基準額）×事業年数）
- 2の①のイ 事業期間：上限1年間、交付率：定額（上限200万円）
- 2の①のウ 事業期間：上限4年間、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年基準額375万円））

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL：076-232-4531）

支援策：

集落営農連携促進等事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。

ア 集落営農の連携・合併に向けた集落ビジョンづくりへの支援

イ 具体的な取組の実行への支援

① 高収益作物の導入による収益力向上や加工品試作、販路開拓

② 後継者候補となる中核人材の確保

③ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費

④ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費

ウ 県、市町村、JAによるサポートの取組を支援

対象となる方

地域計画の目標地図に位置付けられている、又は位置付けられることが確実である集落営農及び集落営農が主たる構成員となった連携組織

主な採択要件

- 令和9年度までに連携、合併による効率的な生産、販売体制等の確立に向けた取組を実施すること
- 令和9年度までの成果目標を集落ビジョンに設定すること

留意点

集落ビジョン当たりの支援期間：最長3年間(各事業実施年度内に完了する必要あり)

事業主体

市町村、都道府県

補助率等

補助上限額 1 ビジョン1,000万円

アの事業 定額

イの①の事業 定額

イの②の事業 定額(上限100万円/年)最長3年間

イの③の事業 定額(法人化25万円)

イの④の事業 1/2以内

ウの事業 定額

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部担い手育成課(TEL:076-232-4318)

支援策：

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農福連携等の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、農福連携等を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援します。

※農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

対象となる方

農林水産業を営む法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、地域協議会※、民間企業 等

※地域協議会の構成員に市町村を含むこと

※個人に対する支援は助成はできません

主な採択要件

農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに5名以上増加させること（農福連携支援事業のみを利用する場合は3名以上の増加）。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。（地域協議会の設立及び体制整備を利用する場合は、事業実施3年目までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること。）

留意点

- 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）
事業実施期間：2年間（＋自主取組1年間）
交付率等：定額 上限150万円/年、
経営支援又は地域協議会の設立及び体制整備300万円/年
（マニュアルを作成する場合は初年度に40万円を加算）
- 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）
事業実施期間：2年以内
交付率等：1/2
交付上限額：簡易整備型（200万円）、介護・機能維持型（400万円）、高度経営型（1,000万円）、経営支援型（2,500万円）
加工販売施設については、加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。

事業主体

農業法人、社会福祉法人、一般財団法人 等

補助率等

定額、1/2以内

支援策：

新規就農者育成総合対策
経営発展支援事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

対象となる方

事業実施年度又は前年度に農業経営を開始し、独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者

主な採択要件

- 以下の要件を満たす独立・自営就農であること
 - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している
 - ② 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りている
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経営費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する
 - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している
- 就農する市町村の「地域計画のうち目標地図」に位置付けられている（見込みも可）、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること
- 経営継承の場合、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額の10%以上増加、又は生産コストを10%減少させる経営発展支援事業計画であると事業実施主体に認められること
- 経営発展支援事業計画等が農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であること

留意点

- 取組計画に応じた事業採択方式

事業主体

市町村

補助率等

県支援分の2倍（国の補助上限1/2）
（補助対象事業費上限1,000万円）

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策:

新規就農者育成総合対策
就農準備資金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して、資金（2年以内）を交付します。

対象となる方

原則50歳未満（就農時）の次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有する就農希望者

主な採択要件

- ・ 都道府県が認めた研修機関で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- ・ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ・ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
- ・ 研修終了後に親元就農する予定の場合、就農後5年以内に経営継承する又は法人化されている場合は当該法人の経営者（共同経営者を含む）になること
- ・ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること 等

留意点

- ・ 国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する
- ・ 研修終了後1年以内に就農すること
- ・ 研修終了後交付期間の1.5倍（最低2年）以上就農すること 等

事業主体

都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村

補助率等

定額
（最大年間165万円、最長2年間）

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策：

新規就農者育成総合対策
経営開始資金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、資金（3年以内）を交付します。

対象となる方

原則50歳未満（独立・自営就農時）の次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有する認定新規就農者

主な採択要件

- 以下の要件を満たす独立・自営就農であること
 - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している
 - ② 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りている
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経営費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する
 - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している
- 就農する市町村の「地域計画のうち目標地図」に位置付けられている（見込みも可）、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 青年等就農計画等が農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であること
- 経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること 等
- 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること 等

留意点

- 交付期間と同期間、同程度の営農を継続すること 等

事業主体

市町村

補助率等

定額
（最大年間165万円、最長3年間）

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策：

青年等就農資金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。

対象となる方

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年就農計画の認定を受けた認定新規就農者

※青年(原則18～45歳)、知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の過半を占める法人

農業経営を開始してから5年以内の者を含み、認定農業者を除く

主な資金使途

施設、機械等の取得（農地等の取得は除く）等

留意点

- ・対象者は、農業経営を開始してから5年以内の者を含み、認定農業者を除く
- ・融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

事業主体

貸付主体：(株)日本政策金融公庫
(沖縄県にあっては、沖縄振興開発公庫)

補助率等

貸付利率：無利子
貸付限度額：3,700万円

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課(TEL:076-232-4238)

支援策：

雇用就農の総合的な推進
雇用就農資金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

雇用就農者の確保・育成を推進するための支援をします。

① 雇用就農促進支援

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、当該農業法人等での農業就農又は新たな農業法人の設立等による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付します。

② 次世代経営者育成派遣研修支援

農業法人等が、その職員等を国内外の先進的な農業法人又は異業種の法人へ派遣する、次世代経営者として育成していくための実践的な研修に対して支援します。

対象となる方

概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体 等）

主な採択要件

- ① 研修生は、本事業での研修終了後も就農を継続又は新たな農業法人の設立のための研修終了後1年以内に新たな農業法人を設立する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること 等
- ② 研修生は、派遣元農業法人等の役員並びに正社員又は農業者の後継者で既に就農し経営に参画している者であり、原則55歳未満の者であること 等

事業主体

全国農業委員会ネットワーク機構

補助率等

- ① 雇用就農促進の場合
年間最大60万円、最長4年間
新たな農業法人設立の支援の場合
年間最大120万円（1～2年）
年間最大60万円（3～4年）、最長4年間
- ② 月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策：

農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動(組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等)を図る取組の試行実践等)を支援します。

① 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査、地域資源の管理・保全形態等調査 等

② 地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、体制づくりのための地域住民によるワークショップ開催、資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり、技術研修会等の開催 等

③ 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり、既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり商品パッケージ等のデザイン検討 等

対象となる方

振興山村を有する市町村 又は振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会

主な採択要件

対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村 ※山村振興計画が策定されていること

- ・ 山村振興法に基づき指定された振興山村の活性化に向けた取組であること。
- ・ 山村の地域資源を活用して所得・雇用を増大する取組であること。
(所得や雇用の増大に関する目標を設定)
- ・ 農林水産業やそれを担う地域の振興を主目的とする取組であること。

留意点

- ・ 対象となるのは、山村振興法に基づき指定された振興山村を有する市町村
- ・ 事業実施主体が地域協議会の場合には、構成員に市町村を含むこと
- ・ 実施期間は、原則3年間が上限

事業主体

市町村、地域協議会（市町村含む）

補助率等

定額（上限1,000万円/年）

支援策：

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

茶や薬用作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

対象作物は以下のとおり。

- ・ 茶
- ・ 薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるもの）
- ・ いぐさ・畳表、繭・生糸、こんにゃく、その他の地域特産作物（ホップ、桑、繊維原料、油糧作物、染料作物、和紙原料作物等）

対象となる方

農業者の組織する団体 等

主な採択要件

- ・ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること
- ・ 受益農業従事者の常時従事者が5名以上であること
- ・ 受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること
- ・ 茶を対象作物として、農業機械等のリース導入を行う受益農業従事者は、少なくとも1名以上が地域計画に位置付けられている、又は位置づけされることが確実である、もしくは、農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること

※受益農業従事者とは・・・販売・加工等を含む農業について、原則年間150日以上取り組んでいる者

留意点

- ・ 中山間地以外でも支援内容は同一
- ・ 機械等はリースによる導入

事業主体

県、市町村、農協、公社、協議会、農業者の組織する団体 等

補助率等

定額、1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：生産部園芸特産課（TEL：076-232-4314）

支援策：

環境保全型農業直接支払交付金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

化学肥料・化学農薬の使用を地域の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

対象となる方

市町村から事業計画の認定を受けた農業者団体、一定の条件を満たす農業者

主な採択要件

- ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ・「みどりチェック」チェックシートによる自己点検に取り組むこと
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

留意点

- ・取組面積の過半が中山間地域等である場合、及びみどりの食料システム法に規定する実施計画の認定を受けている（見込み含む）場合は、採択要件の「環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと」を免除
- ・申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額される場合がある。また、全国共通の取組の支援に優先配分される

事業主体

- ① 農業者の組織する団体
複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織
- ② 一定の条件を満たす農業者
市町村が特に認める以下の農業者
 - ・対象活動の取組面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね 1/2 以上となる農業者
 - ・同一市町村内の対象活動の取組面積が、全国の農業集落の平均耕地面積の概ね 1/2 以上となる農業者
 - ・複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

補助率等

- ・有機農業 14,000円/10a
3,000円/10a（そば等）
- ・堆肥の施用 3,600円/10a
- ・緑肥の施用 5,000円/10a
- ・総合防除 4,000円/10a
2,000円/10a（そば等）
- ・炭の投入 5,000円/10a
- ・地域特認 都道府県が設定/10a
- ・取組拡大加算 4,000円/10a

※ 新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う指導者等の活動に対して加算

お問合せ先

北陸農政局：生産部環境・技術課（TEL:076-232-4131）

支援策：

中山間地域所得確保対策のうち

中山間地域所得確保推進事業（令和7年度補正予算）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間地域等において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

1. 中山間地域所得確保推進事業

- ① マーケット調査（国内市場、海外市場に関する調査）
- ② 消費者動向調査（農産物、農産物加工品に関する動向調査）
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析（地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築の検討）
- ④ 生産・販売戦略の検討（上記調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討）
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築 等）

2. 関連事業による優先枠の設定

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- ・水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- ・鳥獣被害防止総合対策

対象となる方

都道府県、市町村、農業者団体 等

主な採択要件

対象地域（計画区域）は、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域で、地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）で指定された地域、特別豪雪地帯及び農林統計上の中山間地域 等

留意点

実施地域において、次の①もしくは②のいずれかの目標を設定（令和10年度まで）

- ①販売額の10%以上の増加、もしくは②流通・加工コストの10%以上の削減

事業主体

地方公共団体、農業協同組合、農業者団体等

補助率等

定額（1地区当たり上限500万円）
計画期間3年（事業期間1年）

支援策：

強い農業づくり総合支援交付金
(産地基幹施設等支援タイプ)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組、みどりの食料システム戦略、スマート農業の推進、産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組の推進に必要な施設の整備・再編を支援します。

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

主な採択要件

- ・ 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・ 成果目標の基準を満たしていること
- ・ 面積要件等を満たしていること
- ・ 受益地の全て（受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする）において、実質化された人・農地プラン又は地域計画が策定されていること（生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設（完全人工光型に限る。）、産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場等は除く）
- ・ 目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること
- ・ 産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・ 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること

留意点

- ・ 中山間地域で事業を実施する場合は、上限事業費を一般の1.3倍に拡大（優先枠内に限る）
- ・ 中山間地域で事業を実施する場合は、受益面積要件を緩和（一般より縮小）

事業主体

都道府県、市町村、
農業者の組織する団体 等

補助率等

1/2以内 等

お問合せ先

北陸農政局：生産部生産振興課（TEL：076-232-4302）

支援策：

担い手への農業用機械・施設の導入支援

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

- ① 地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に、必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械をリース導入し農地引受力の向上等に取り組む場合に支援。
- ② 農地利用効率化等支援事業のうち融資主体支援タイプ
地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に支援。
- ③ 農地利用効率化等支援事業のうち被災農業者支援タイプ
過去に例のないような甚大な気象災害等（地震・台風等）により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械を再建・修繕等を行う場合に支援。

対象となる方

- ①② いずれも、地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）
- ③ 気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体

主な採択要件

- ① 地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること
- ① 事業実施地区内の経営面積を3割以上又は4ha以上の拡大等の成果目標を設定すること
リース導入の場合はリース期間終了後、成果目標から更に3割又は10ha以上拡大すること
- ② 地域計画が作成されている地域
- ② 融資を活用して施設・機械等を導入すること
- ①② いずれも、経営体の取組内容に応じたポイントにより予算配分を受けること
- ③ 市町村長から被災した施設等について被災証明を受けていること

留意点

- ・ 中山間地域以外でも支援内容は同一
- ・ 対象となる機械・施設は耐用年数が概ね5年以上20年以上、一整備当たり50万円以上
- ・ 上限額（国費）：① 個人1,500万円、法人3,000万円
② 300万円（目標地図に位置づけられた者で水田作で20ha以上等:600万円）
③ 過去に例のないような甚大な気象災害等が生じ、緊急に対応する必要があると認められる場合に限り実施(補助率等の詳細は経営局長が別途定める)

事業主体

市町村

補助率等

- ①：3/10以内(購入)、3/7以内(リース導入)
- ②：3/10以内
- ③：1/2以内など

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策：

産地生産基盤パワーアップ事業
(収益性向上対策・生産基盤強化対策)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組と、新規就農者等への継承のためのハウス・園地等の再整備・改修や家畜排せつ物由来堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組を支援します。

対象となる方

地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に中心的な経営体として位置付けられている農業者、農業者の組織する団体 等

主な採択要件

- ・ 成果目標の基準や面積要件等を満たしていること
- ・ 費用対効果分析を実施すること

留意点

- ・ 中山間地域で事業を実施する場合は、上限事業費を一般の1.3倍に拡大（優先枠内に限る）
- ・ 中山間地域で事業を実施する場合は、受益面積要件を緩和（一般より縮小）

事業主体

農業者の組織する団体、「産地パワーアップ計画」に中心的な経営体として位置づけられた者 等

補助率等

1/2以内 等

お問合せ先

北陸農政局：生産部生産振興課（TEL：076-232-4302）

支援策：

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の「再編集約・合理化」に取り組む産地を支援します。

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人等）等

主な採択要件

- ・ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む））の常時従事者（原則年間150日以上）が5名以上であること
- ・ 成果目標の基準を満たしていること
- ・ 面積要件等を満たしていること
- ・ 再編集約・合理化計画を策定していること
- ・ 修繕、更新に係る積立計画を策定していること
- ・ 原則として、単年度あたりの総事業費が5千万円以上であること
- ・ 再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること

留意点

- ・ 中山間地域で事業を実施する場合は、上限事業費を一般の1.3倍に拡大
- ・ 中山間地域で事業を実施する場合は、受益面積要件を緩和（一般より縮小）

事業主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

補助率等

- ① 共同利用施設の再編集約・合理化
1/2以内等
- ② 再編集約・合理化の更なる加速化
都道府県又は市町村若しくはその両方が
①の事業費の一部を負担する場合、その
負担する額の1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：生産部生産振興課（TEL：076-232-4302）

支援策：

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(畜産クラスター事業)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を支援します。

対象となる方

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家 等）

主な採択要件

施設等の整備に当たっては、生産効率の改善により、単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上すること、または労働時間等が低減すること 等

留意点

- ・ 地域の関係者が参画した畜産クラスター協議会において、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための畜産クラスター計画を策定し、かつ、取組主体は、同計画に位置づけられた中心的な経営体であること
- ・ 中山間地域(法等で指定された地域：特定農山村、山村、過疎、半島、離島、豪雪、棚田等)での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について中山間地域優先枠を設定
- ・ 総事業費 2 億円以下（中山間地域優先枠）

事業主体

畜産クラスター協議会

補助率等

1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：生産部畜産課（TEL：076-232-4317）

支援策：

多面的機能支払交付金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

① 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能の発揮を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

対象となる方

- ① 農業者のみ又は、農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）
- ③ 環境保全型農業直接支払交付金の対象となる団体等の内、一定の条件を満たす団体等

主な採択要件

農業者又はその他の者で構成される活動組織（又は広域活動組織）を設立し、活動範囲や活動項目を取りまとめた活動計画書の作成

留意点

- ・ 事業計画については、市町村長の認定を受ける必要がある
- ・ 活動期間は原則として5年間
- ・ 令和7年度から環境負荷低減の取り組みへの支援あり

事業主体

- ① 農業者のみ又は、農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）
- ③ 環境保全型農業直接支払交付金の対象となる団体等の内、一定の条件を満たす団体等

補助率等

- ① 交付単価（都府県） 田3,000円/10a
畑2,000円/10a 等
- ② 地域資源の質的向上を図る活動※
交付単価（都府県） 田2,400円/10a
畑1,440円/10a 等
施設の長寿命化のための活動
田4,400円/10a
畑2,000円/10a 等
※ 5年以上実施した地区は75%単価を適用

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農地整備課
多面的機能支払推進室（TEL：076-232-4725）

支援策：

農業用水路等長寿命化・防災減災事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援する。

対象となる方

事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区 等

主な採択要件

総事業費200万円以上、受益者2名以上、工事期間3年以内（ため池の場合は5年以内） 等

留意点

実施区域は、農振農用地 等

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区 等

補助率等

50%
中山間地域 等 55%

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部水利整備課（TEL：076-232-4724）

支援策：

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
地域活性化型（活動計画策定事業）

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定を支援します。

また、活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。

対象となる方

市町村を構成員に含む地域協議会

主な採択要件

- ・ 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること
- ・ 自立的かつ発展的な取組であって、地域の維持及び活性化に対する効果が見込まれること
- ・ 農泊、農福等を交付金を使い実施した事業実施主体でないこと 等

留意点

以下の取組を計画し実施する場合は、地域振興立法（特農、山振、過疎、半島、離島等）の該当地域は上限事業費を嵩上げ

- ・ 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大を図る取組
- ・ 農山漁村において医療・福祉、教育、買い物、エネルギー、住宅等の環境の創出を図る取組

事業期間：3年間

交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

事業主体

市町村を構成員に含む地域協議会

補助率等

定額

支援策:

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
創出支援型

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

① 新商品開発

新商品の試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、新商品を開発するための加工機械等のリースなどの取組を支援します。

② 販路開拓

新商品の消費者評価を行うための試食会や試験販売の実施、商談会への出展などの取組を支援します。

③ 直売所の売り上げ向上

直売所の売り上げ向上に向けた観光客向け新商品の開発、観光業者等とのツアー企画、集出荷システムの構築実証など多様な取組を支援します。

対象となる方

市町村、協議会、農業者やその団体又は、これらの方々と連携して取り組む2次・3次産業の事業者

主な採択要件

農林漁業者等を含む3者以上の多様な事業者の連携するネットワークの構築、又は構築することが確実であることが必要

留意点

- ・ 事業収益について、相当の事業収益を得たと認められるときは、県知事を経由し国庫に納付することが必要
- ・ 事業期間：1年間又は2年間
- ・ 国費上限額は、500万円/1事業実施期間

事業主体

農林漁業者、民間団体、地方公共団体 等

補助率等

1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部都市農村交流課（TEL：076-232-4890）

支援策：

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち
地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））

1/2

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

県又は市町村が作成する農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流促進を図るための「活性化計画」の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援するもので、例えば、集出荷・貯蔵・加工施設や直売所、農家レストラン等が交付対象です。『定住促進対策型』と『交流対策型』の2つの対策に大別し、地域の細かいニーズを的確に答えられるよう事業メニューを設定しています。

※事業内容、要件、事業実施主体、交付額算定交付率、及び対象地域についての詳細は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領 別記3において定められています。

『定住促進対策型』

＜概要＞・地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標とした事業メニューを主たる事業として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するもの。

主 な 事 業 内 容	対象地域
① 農林漁業等の振興に必要な生産基盤・生産機械施設等の整備	5 法指定区域 (山村、過疎、離島、半島、特定農山村) 等
② 森林資源や林業等の振興に必要な生産基盤・生産施設等の整備	
③ 水産業等の振興に必要な生産施設の整備	
④ 就業・所得機会の創出に必要な施設等の整備	
⑤ 多面的機能の維持保全を図るために必要な施設の整備	
⑥ 里地や棚田における多面的機能の発揮や自然環境の保全・再生に必要な施設等	
⑦ 地域住民が住み良い生活空間の形成を図るために必要な施設等の整備	
⑧ 空き屋・廃校等を活用した多機能な施設等の整備	
⑨ 既存の生産基盤に対する補完的または追加的整備等	農山漁村地域
⑩ 農山漁村における受入機能強化に必要な施設等の整備	
⑪ 景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修及び修景等	
⑫ 新用途米穀の需要に応じた機械・施設の整備及び推進活動	
⑬ 再生可能エネルギー供給施設等	指定棚田地域
⑭ 指定棚田地域の振興に関し必要な整備	

『交流対策型』

＜概要＞・交流人口の増加、滞在者数及び宿泊者数の増加などを目標とした事業メニューを主たる事業として、活性化区域外の都市との交流を図る目的で実施する。
・農泊や農泊に取り組む地域への集客力を高める事業メニューを主たる事業として、活性化区域外の都市との交流を図る目的で実施する。

主 な 事 業 内 容	対象地域
① 都市との交流や安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備	5 法指定地域等
② 農山漁村の受入機能強化のために必要な施設等の整備	農山漁村地域
③ 農業農村が持つ多面的機能の発揮に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景	
④ 指定棚田地域の振興に関し必要な整備	指定棚田地域

支援策：

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち
地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））

2/2

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

対象となる方

- 計画主体となる県、市町村が作成する「活性化計画」に位置づけられた地域住民等

留意点

- 以下の要件に該当する地域とする
 - ・農林漁業が重要な地域
 - ・定住や地域間交流等の促進が有効かつ適切であること
 - ・市街化区域以外
- 計画主体（県・市町村）が作成する『活性化計画（①活性化計画の区域、②事業に関する事項（地区名、事業名、事業実施主体等）、③計画期間、④活性化計画の目標等）』や『事業実施計画』等が必要
- 事業実施期間は原則3年以内
- 1計画の交付対象上限国費は4億円

その他

- 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））の対象事業や交付の条件等について、わかりやすくまとめたガイドブックが以下のURLよりご覧いただけます。

https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html

事業主体

県、市町村、地方公共団体等が出資する法人、計画主体が指定した者、地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体等

補助率等

交付率：1/2等

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部地域整備課（TEL：076-232-4726）

支援策：

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
産業支援型

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農林漁業者等が、地域の多様な業種の事業者と連携して取り組む加工・販売施設等の整備を支援します。

対象となる方

農業者の組織する団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

主な採択要件

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、制度資金等の融資を活用して行う整備に対して支援

留意点

中山間地農業ルネッサンスの嵩上げを活用する際は、県が策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、①地域外での販路確保、②交流人口の増加、③雇用の確保等へ波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定し取り組むことが必要

事業主体

- ・六次化法の認定を受けた農林漁業者団体
- ・農商工の認定を受けた中小企業者、農林漁業者団体

補助率等

3/10以内、（中山間地（農業）又は市町村戦略に基づく取組、1/2以内）

支援策：

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
農泊推進型

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農泊を持続的なビジネスとして実施するための体制の整備や地域資源を活用した観光コンテンツの開発等を支援します。

古民家等の遊休施設を活用した滞在施設や体験交流施設等の整備を支援します。

対象となる方

ソフト事業：地域協議会 等

ハード事業：市町村、中核法人、地域協議会と農家民宿経営等との連携体 等

主な採択要件

- ・ 農山漁村振興推進計画を策定
- ・ 地域協議会及び中心的な役割を担う法人(中核法人)を設立すること
- ・ 取組地域内で宿泊、食事、体験を提供できる体制を構築し、それらの提供を一定期間維持すること 等

留意点

- 農泊推進事業 上限500万円/年標準額、2年間実施（農泊地域創出タイプ）
上限250万円/年標準額、2年間実施（農泊地域経営強化タイプ）
上限500万円/年標準額、3年間実施（インバウンド食関連消費拡大タイプ）
- 人材活用事業 上限250万円/1～3年目とも（研修生タイプ）
上限650万円/1～3年目とも（専門家タイプ）
※人材活用事業は農泊推進事業と併せて実施すること。
- 施設整備事業：原則2,500万円（ただし、古民家等の遊休施設を活用し一定の要件を満たす場合は5,000万円、市町村所有の廃校等の遊休施設を活用し一定の要件を満たす場合は7,500万円）中山間地農業ルネッサンス事業に位置付けられている場合は審査時に配慮

事業主体

地域協議会、市町村、中核法人、
地域協議会と農家民宿経営者との連携体
等

補助率等

ソフト事業：定額
ハード事業：1/2

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部都市農村交流課（TEL：076-232-4890）

支援策：

みどりの食料システム戦略推進交付金
地域循環型エネルギーシステム構築

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組及び次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組を支援します。

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
 - ・地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援
2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援
 - ・農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援
3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援
 - ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証
 - ・国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援
 - ② 未利用資源の混合利用促進
 - ・木質バイオマス施設等における未利用資源の混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援

対象となる方

1. 地方公共団体、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、発電事業者、都道府県又は市町村等を構成員とする協議会
2. 上記1の他、次世代型太陽電池の知見を有する者
3. 地方公共団体、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等

主な採択要件

- 1,2. (1) 推進会議により取組内容を決定し、それに基づき実施する計画となっていること
(2) 地域農業の特色や電力需要等を踏まえた発電設備の実証・導入までを確実に遂行できる計画となっていること
(3) 営農型太陽光発電を活用することにより、地域の課題解決につながる事
(4) 先進的かつモデル的な取組として、将来的な波及効果が期待できること 等
3. ① 地方公共団体、農業者やバイオ燃料等製造事業者等と連携し取組むこと
将来的に資源作物の栽培面積が拡大しバイオ燃料等の製造が見込まれること
② 事業実施主体が木質バイオマス発電所等を運用若しくは管理している団体であること又は地域循環資源の木質バイオマス発電事業等に関する十分な専門的知見及び経験を有していること

事業主体

1. 協議会等
2. 協議会等
3. 地方公共団体、民間団体等

補助率等

1. 1、2の事業 定額、1/2
(発電設備の導入のみ1/2以内)
2. 3の事業 定額

お問合せ先

北陸農政局：生産部環境・技術課（TEL：076-232-4131）

支援策：

みどりの食料システム戦略推進交付金
バイオマスの地産地消（推進事業）

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者等が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

1. 事業化の推進

バイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス地活用施設の導入可能性の有無についての調査 に対する支援

2. 効果促進対策

既存バイオマス利活用施設において、エネルギー利用効率改善及び原料調達が多様化、副産物の有効利用等のための調査・検討・実証に対する支援

3. バイオ液肥散布車等の導入

バイオ液肥散布車の購入又はリース方式による導入を支援

4. メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

ほ場にバイオ液肥等を散布し、肥料の効果を分析・実証するために必要な取組を支援

対象となる方

地方公共団体、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者 等

主な採択要件

1. バイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められること
2. 既存バイオマス利活用施設を対象にした取組かつ、発電効率の改善や原料調達が多様化等の課題解決を図るものであり、バイオマス利活用施設を活用した実証調査及び検証を伴うものであること
3. 事業実施計画が、環境負荷低減に資するものであること
4. 大学・研究機関等の指導・助言ならびに農業者・地方公共団体との連携し取組むこと
5. 地方公共団体、農業者やバイオ燃料等製造事業者等と連携し取組むこと
資源作物の栽培面積が拡大しバイオ燃料等の製造が見込まれること

事業主体

地方公共団体、民間団体 等

補助率等

1. 1、2の事業 1/2以内、定額
2. 3の事業 1/2以内
3. 4の事業 定額
(1事業当たり上限500万円)

お問合せ先

北陸農政局：生産部環境・技術課（TEL：076-232-4131）

支援策：

みどりの食料システム戦略推進交付金
バイオマスの地産地消（整備事業）

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、農林漁業関連施設へのエネルギーの供給、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備を支援します。

1. バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備を支援

2. 地域資源循環の高度化

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再生エネルギーも活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備や、マテリアル利用による地域資源循環の高度化のために必要な施設の整備を支援

3. バイオマス新技術活用モデルの構築（スマート技術モデル）

農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備を支援

対象となる方

地方公共団体、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等

主な採択要件

1. 事業実施の実現性

- （1）地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること
- （2）原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること
- （3）製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること 等

2. 事業趣旨との整合

- ・事業1に対して、農業生産活動から発生するバイオマスの活用及びエネルギーと肥料等の複合利用を実施すること
- ・事業2に対して、複数のバイオマスの組み合わせや他の再生エネルギーの併用によるエネルギーの地域内自給を目指すものであること
- ・事業3に対して、地域資源を活用し、エネルギーの地域内自給を目指し、発電だけではなく副産物を活用又は導入実績が少ない新技術を活用すること

留意点

- ・大規模停電等の発生時に、地域住民・公共施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる施設であるとともに、地方公共団体の地域防災計画協定に位置付けられる等の事業実施計画であること

事業主体

地方公共団体、民間団体 等

補助率等

1/2以内
（1事業当たり上限5,000万円）
※新設、機能強化は7,500万円

お問合せ先

北陸農政局：生産部環境・技術課（TEL：076-232-4131）

支援策：

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、活動の実践を支援します。

支援メニューは以下のとおり。

- メインメニュー
 - ・ 地域活動型（森林資源活用）：里山林整備と森林資源の活用
 - ・ 地域活動型（竹林資源活用）：竹林整備等と竹林資源の活用
 - ・ 複業実践型：本格的な森林資源の活用の実践
- 追加メニュー（メインメニューと組み合わせて実施）
 - ・ 機能強化：歩道・作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修 等
 - ・ 関係人口創出・維持：地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れのための環境整備 等
 - ・ 資機材等整備：活動の実施に必要な資機材の整備
 - ・ 活動推進：現地確認、活動計画の検討・実施に係る調整・研修 等

対象となる方

地域住民、森林所有者等の地域の実情に応じた3名以上の者で構成する活動組織

主な採択要件

- ・ 活動の対象は、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林とすること
- ・ 3年間の活動計画を策定していること 等

留意点

- ・ 1活動組織当たり500万円／年（国からの交付額）を上限として支援
- ・ 地方公共団体による支援のあるものを優先的に支援
- ・ 有人国境離島地域で計画された活動を行う場合は、優先的に支援
- ・ 中山間地域において、農地等の維持保全にも資する取組を行う場合、山村振興計画において位置付けられた里山林保全活動、中山間地域等直接支払交付金により林地化が行われた箇所、最適土地利用総合対策により計画的な植林が行われた森林で行う活動について優先的に採択
- ・ 交付金は、県単位で設立されている地域協議会に申請

事業主体

地域協議会（地域協議会から活動組織に対し、交付金を交付）、活動組織

補助率等

定額、1/2以内、1/3以内

お問合せ先

新潟県地域協議会（TEL:025-261-7111）石川県地域協議会（TEL:076-237-0121）
富山県地域協議会（TEL:076-434-3351）福井県地域協議会（TEL:0776-23-3753）
林野庁 森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室（TEL:03-3502-0048）

支援策：

鳥獣被害防止総合対策交付金（ソフト対策）

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエフル活用への取組等を支援します。

① 地域ぐるみの被害防止活動・捕獲等の強化

- ・ 捕獲活動経費の直接支援 ※1
- ・ 都道府県が行う広域捕獲に係る調査、捕獲活動、人材育成等の支援 ※2
- ・ ICT等機材を活用した生息状況調査、捕獲活動、生息環境管理を支援 ※2
- ・ 新規猟銃取得に係る支援 ※3
- ・ シカ・イノシシの有害捕獲 ※1、シカ・クマの捕獲活動等の対策を支援 ※1、※2

② ジビエフル活用に向けた取組

- ・ ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組を支援 ※2
- ・ ICTの活用による情報管理の効率化の支援 ※2
- ・ 処理加工施設の人材育成の支援 ※2
- ・ 国産ジビエ認証等の衛生管理認証の取得を支援 ※2

※1 獣種等に応じた上限単価以内での定額支援

※2 限度額内で定額支援

※3 1/2以内（対象は実施隊員等に限る）

対象となる方

地域協議会 等

主な採択要件

被害防止計画が作成されていること、または作成されることが確実に見込まれること 等

留意点

中山間地以外でも支援内容は同一

事業主体

地域協議会 等

補助率等

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等（一部定額支援あり））

支援策:

鳥獣被害防止総合対策交付金(ハード対策)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため地域関係者が一体となった施設整備を支援します。

- ① 農作物の被害低減を図るための施設整備
 - ・ 侵入防止柵、焼却施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ※1
- ② ジビエフル活用に向けた施設整備
 - ・ 処理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備 ※2
 - ・ 処理加工施設と一体となった加工製造設備の整備 ※2

※1 1/2以内、柵を直営施工する場合は定額支援

※2 1/2以内 等

対象となる方

地域協議会 等

主な採択要件

被害防止計画が作成されていること、または作成されることが確実に見込まれること 等

留意点

- ・ 地域振興6法(過疎、特農、山村、離島、半島、棚田)に該当する場合は補助率を嵩上げ(50%→55%)

事業主体

地域協議会 等

補助率等

定額、事業費の1/2以内等

支援策：

園芸施設共済

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

台風や大雪などの自然災害等により、農業用ハウスが損害を受けた場合に損害の程度に応じた共済金を支払います。

対象者

農業用ハウスを所有又は管理する農業者

補償対象

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等（附帯施設や撤去費用も補償対象に追加可能）
※施設内農作物も補償対象に追加可能ですが、補償の手厚い収入保険への加入がおすすめです。

補償内容

- 補償額は、築年数に応じて設定（新築時の資産価値の8～4割）【標準コース】

※古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償

＜パイプハウスの場合＞

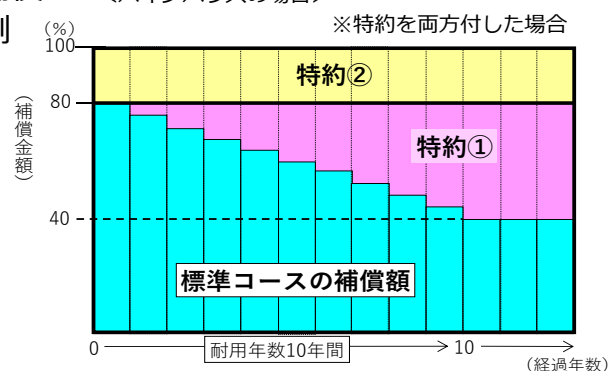
- さらに特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能

特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）
復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約
新築時の資産価値の最大2割を補償

- 損害額が3万円（又は共済価額の5%）を超える場合に共済金を支払い

※特約を付加すれば、損害額が1万円を超える小さな損害から共済金を支払い



掛金

- 掛金の半分は国が負担（標準コース：共済金額1.6億円までの掛金）
- 無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々引き（最大5割引）
※小規模被害を補償範囲から外すこと、集団加入、太いパイプ（31.8mm以上）ハウスにすることや耐用年数を大幅に超過した施設を補償対象から外すことなどにより掛金負担の軽減が可能。

留意点

- 補償期間は、原則、共済掛金の支払日の翌日から1年間
- 農業者が複数の施設を所有管理している場合は、原則、その全ての加入が必要

事業主体

農業共済組合

お問合せ先

NOSAI新潟 (TEL:025-288-6888) NOSAI石川 (TEL:076-239-3111)
NOSAI富山 (TEL:076-461-5333) NOSAI福井 (TEL:0778-53-2701)

支援策：

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が補助します。

対象となる施設の所有者

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公益法人（農業、林業又は水産業の振興を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人）、地方公共団体等

対象となる施設

農業倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設（育苗ハウス）等

主な採択要件

1 箇所の工事の費用が40万円以上（激甚災害法第6条により、被害激甚市町村として告示された市町村にあっては、13万円以上）

留意点

- ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公益法人、地方公共団体等が所有する共同利用施設が対象で、個人所有の施設は対象外
- ・ 法定耐用年数の1.4倍（農業倉庫は建設後の経過年数が満50年）を経過していない施設に限る
- ・ 共済金等による補填部分を差し引いた額を対象とする 等

事業主体

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公益法人、地方公共団体等

補助率等

一般災害：2/10
激甚災害：3/10～9/10

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

中山間地農業ルネッサンス事業＜一部公共＞

＜対策のポイント＞

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性を活かした活動の推進や各種支援事業の優遇措置により、中山間地農業を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

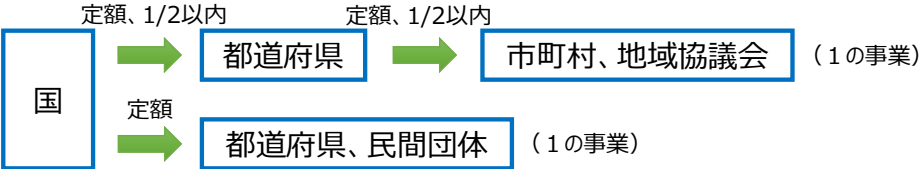
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

＜事業の流れ＞



注 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業：収益力向上等の取組、優良事例創出を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

[支援事業]
優遇措置※

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 集落営農連携促進等事業
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消（整備事業）
- ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策 等）
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

[支援事業]
優遇措置※

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

※ 採択に当たっての配慮、上限事業費・交付率の拡大、受益面積要件の緩和、事業要件の緩和等

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
農村RMOの形成に向けて、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組、中間支援組織の育成や農村RMOの裾野を広げるための取組等を支援

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で地域資源活用価値創出対策及び最適土地利用総合対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 農業生産基盤情報通信環境整備事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
被害防止施設等の整備を行う場合に優先配分
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資する取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消（整備事業）
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農連携促進等事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、新基本計画実装・農業構造転換支援事業
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大（強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおいては、優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農山漁村振興交付金
地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型において、加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）等

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、新基本計画実装・農業構造転換支援事業
 - ・中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（稲：50ha→10ha 等）
 - ・都道府県知事が特に必要と認める場合には面積要件を撤廃（強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおいては、優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農業農村整備関係事業
 - （1）農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - （2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

事業要件の緩和等

- 農地集約化促進事業
事業要件及び交付対象農地要件である「団地」の面積規模の緩和等（一般地域の1/2）
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除